

大潟村 こども計画

令和7年 3月

大潟村

「子ども」及び「こども」の表記について

本計画における「子ども」及び「こども」、「子供」の表記は、基本的に以下の基準に沿って表記するものとします。

- ・法令における記載が「子ども」となっている場合や、引用文（アンケート調査結果の引用も含む）などで原文の記載が「子ども」となっている場合、既存の事業名称やサービス名などで「子ども」と表記されている場合など、「子ども」という表記が原形、固有名称と判断される場合には、「子ども」のまま表記します。（原文表記が子供であれば、子供と表記します）
- ・上記以外、一般的に子ども／子供／こどもを意味する場合には「こども」と表記します。

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の対象.....	6
5. 計画の策定方法	6
(1) 大湯村子ども・子育て会議による協議	6
(2) 関係部署による協議.....	6
(3) ニーズ調査の実施.....	6
(4) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	7
1. 本村の概況	9
(1) 人口と世帯の状況	9
1) 人口の推移.....	9
2) 18歳未満人口の推移.....	9
(2) 世帯の状況.....	10
1) こどものいる世帯の状況	10
2) 18歳未満のこどもがいる世帯の割合	10
3) 18歳未満のこどもがいる世帯の内訳.....	11
4) 6歳未満のこどもがいる世帯の内訳	11
(3) 婚姻や出生の状況.....	12
1) 婚姻・離婚数の推移.....	12
2) 出生数の推移.....	12
(4) 女性の労働力率の推移.....	13
(5) 母子保健等の状況	14
1) 母子健康手帳の交付状況	14
2) 妊婦健診の受診状況	14
3) 乳幼児健診の実施状況	14
(6) 保育・教育を取り巻く状況.....	15
1) 幼稚園の状況	15
2) 小・中学校の状況.....	16
3) 学童保育の状況.....	17
(7) 障がい児の状況	17
(8) ひとり親世帯の状況.....	18
(9) 各種手当等の状況	19
1) 児童手当の支給状況	19
2) 児童扶養手当の支給状況	19
3) 特別児童扶養手当の支給状況.....	20
2. 教育・保育事業の実施状況	21
(1) 教育・保育事業	21
(2) 地域子ども・子育て支援事業	22
3. 各種調査結果からみた課題や方向性	25
(1) 各種調査の概要	25
(2) 調査結果のポイント.....	26
1) 就学前児童保護者対象調査	26
2) 小学生児童保護者対象調査	28
3) 普段の生活についてのアンケート（小～中学生本人調査）	29
第3章 計画の基本的な方向.....	31
1. 基本理念	33
2. 計画の基本的な方向性.....	33
3. 基本目標	34
4. 施策体系	35

第4章 施策の展開	37
1. こども・若者が健やかに成長できる環境整備	39
(1) 子ども・子育て支援事業の推進	39
1) 教育・保育事業の推進	39
2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	40
(2) こどもの健やかな育ちに対する支援	44
1) 健康相談・保健指導の推進	44
2) 学童期・思春期における保健対策・情報提供体制の充実	51
3) 小児医療体制の整備	53
(3) 保育しやすい環境の整備	55
1) 子育て世帯へのサポートの充実	55
2) 家庭の子育て力の向上	60
3) 子育て支援情報の提供	61
(4) こどもや若者の居場所づくり	62
1) こどもや子育て世帯の居場所づくりの支援	62
2. 未来を切り拓くこども・若者への支援	65
(1) 人権意識の醸成	65
(2) 多様で豊かな人間形成に向けた支援	66
3. 困難を有するこども・若者への支援	68
(1) ひとりひとりの特性に配慮した支援の充実	68
1) 障がい児への支援の充実	68
2) 特別な支援が必要なこどもたちへのサポート	71
(2) 心の健康づくりの推進	75
4. 子育てを社会全体で支える体制の充実	77
(1) 地域の子育て支援環境の充実	77
(2) 安全・安心な生活環境の確保	80
(3) こども・若者の意見を尊重したまちづくりの推進	83
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策	85
1. こども（0～11歳）人口の推計	87
2. 教育・保育提供区域の設定	88
3. 教育・保育の区分の設定について	89
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	89
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	89
6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	90
(1) 教育と保育の量の見込み	90
(2) 教育利用に対する確保策	90
(3) 保育利用に対する確保策	91
7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策	92
第6章 計画の推進体制	97
1. 計画の推進体制	99
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	99
(2) 庁内における進捗管理の体制	99
(3) 関係機関等との連携・協働	99
2. 計画の公表及び周知	99
3. 計画の進捗状況の管理・評価	100
資料編	101
1. 計画の策定経過	103
2. 子ども・子育て会議	104
(1) 大潟村子ども・子育て会議条例	104
(2) 大潟村子ども・子育て会議委員名簿	105

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

大潟村では子ども・子育て支援の充実に向け、平成 27 年 3 月に「大潟村子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には「第 2 期大潟村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた全ての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することができるように取り組んでまいりました。

一方、国では令和 5 年に子ども家庭庁が設置され、「子ども基本法」が施行されるなど、子どもや若者に関する取組の方向性が大きく見直しされました。

「子ども基本法」では「次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進すること」が目的とされており、市町村には、国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

秋田県においては、人口減少や出生数・合計特殊出生率の減少、婚姻数・婚姻率の減少、不登校やいじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数などの増加といった状況があり、国の動向も踏まえ、新たに「秋田県子ども計画」を策定することとしています。

本村においても子ども・若者世代の人口減少といった傾向は続いており、国や県と同様に全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すことは必要不可欠なものとなっています。

そのため、これまでも子ども・子育て支援事業計画などに基づいて計画的な取組を進めてきたところですが、国や県の動向を踏まえ、新たに子どもから若者まで幅広く対象とした「大潟村子ども計画」を策定することといたしました。

「大潟村子ども計画」は子ども・子育て支援事業計画等の本村の子ども・子育て支援の取組を継承するとともに、より幅の広い年代を対象とした子ども・若者計画に相当する内容を含めて、総合的な計画として策定いたします。

（国のこども大綱が目指す社会）

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱で示された理念や基本方針を踏まえ、本村においても全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していきます。

（こども計画と関連する個別計画）

計画名称	内容	根拠法
市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもの。	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育事業、地域子育て支援事業について5年間の見込み量と確保策についてまとめたもの。	子ども・子育て支援法
次世代育成支援行動計画	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するための行動計画。	次世代育成支援対策推進法
市町村子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策として「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」などの取組についてまとめたもの。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村子ども・若者計画	こどもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会を目指す計画。	子ども・若者育成支援推進法

（秋田県こども計画の概要）

基本理念

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

基本理念実現に向けた5つの視点

- （1）社会を構成する担い手として位置づける視点
- （2）ライフステージ等に応じて切れ目なく支援する視点
- （3）当事者の意見を聴きながらともに進める視点
- （4）秋田で安心して生活できる視点
- （5）社会全体で応援する視点

基本理念を実現するために展開する4つの項目

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

基本目標2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

基本目標4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

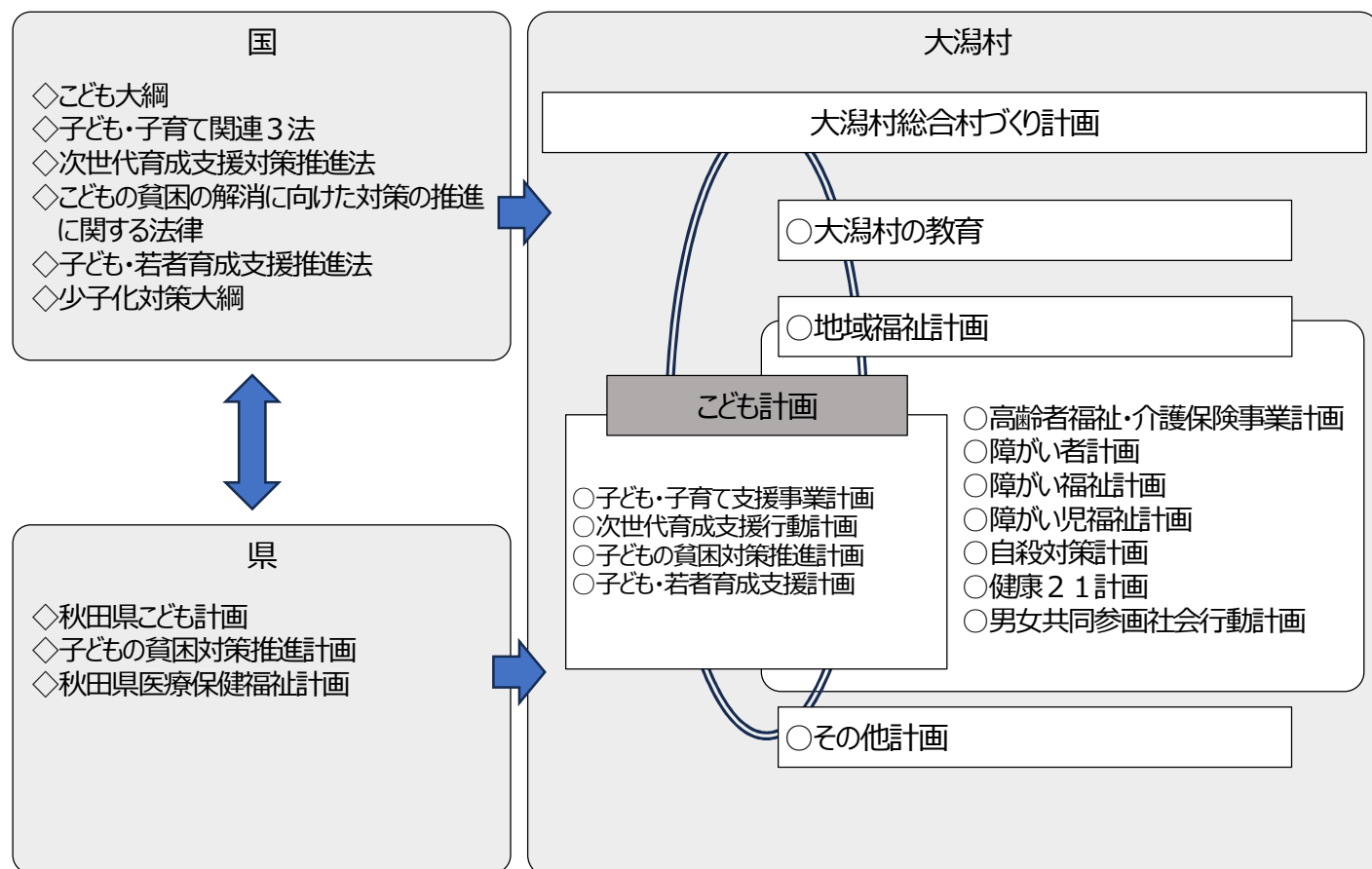
計画の推進体制等

- 国や市町村、関係機関、NPOなどの民間団体等と連携・協働して施策を実施
- 施策の実施・評価に当たっては、子ども・若者・子育て当事者から意見聴取
- 施策の進捗状況を毎年度、検証し公表

2. 計画の位置づけ

(計画の根拠)

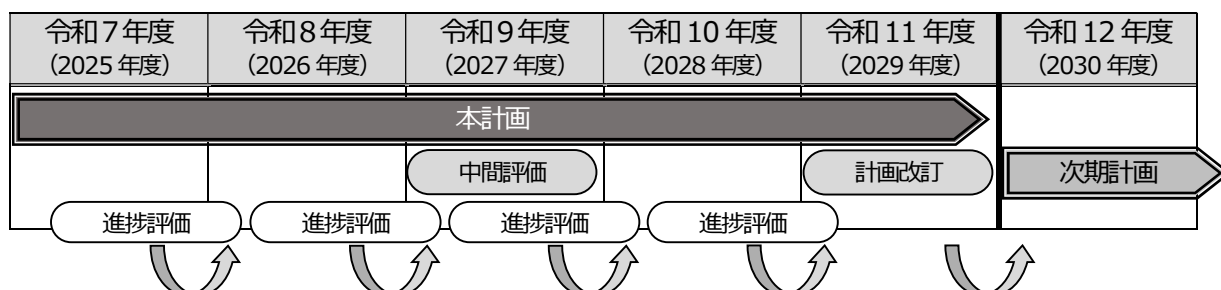
計画名称	根拠法
市町村こども計画	こども基本法第10条に基づく市町村こども計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画
市町村子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する、都道府県計画及び市町村計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画



3. 計画の期間

こども計画の計画期間は、令和7～11年度の5年間とします。

ただし、内包する個別計画について法や制度の見直しが行われた場合には、計画の期間内であっても部分的に計画の見直しを行うこともあり得ます。



4. 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て 18 歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を、おおむね 15 歳から 40 歳未満の者とします。

※国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

5. 計画の策定方法

(1) 大潟村子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「大潟村子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 関係部署による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係部署で協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) 各種調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。また、小中学生を対象に、普段の生活アンケートを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

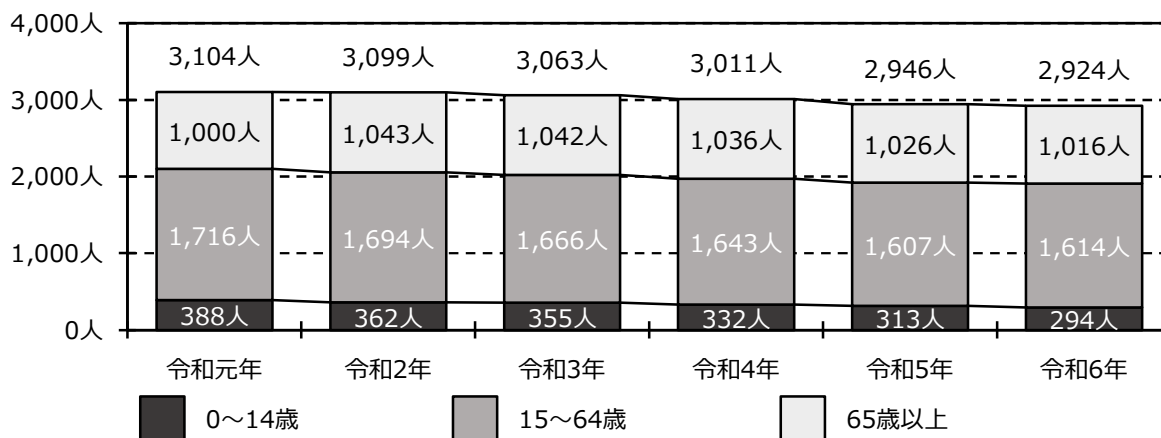
計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施します。

第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況

1. 本村の概況

(1) 人口と世帯の状況

1) 人口の推移

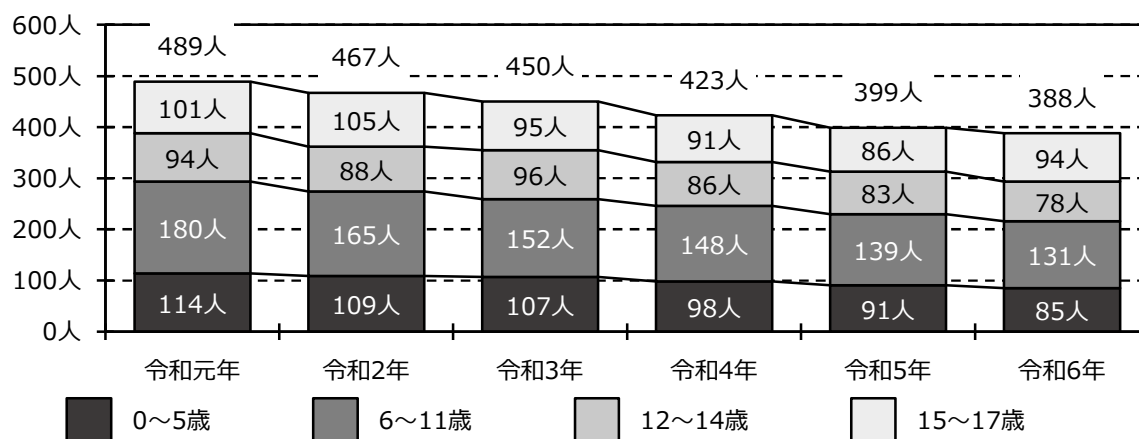


資料：各年3月末現在、住民基本台帳

令和元年からの人口の推移を見ると、令和元年の3,104人から令和6年の2,924人へと、△180人（△5.8%）減少しています。

内訳を見ると、15～64歳と65歳以上は、合計で△86人（△3.2%）とわずかな減少に留まっていますが、0～14歳は、△94人（△24.3%）と大きく減少しており、他の年齢区分よりも減少傾向が顕著となっています。

2) 18歳未満人口の推移



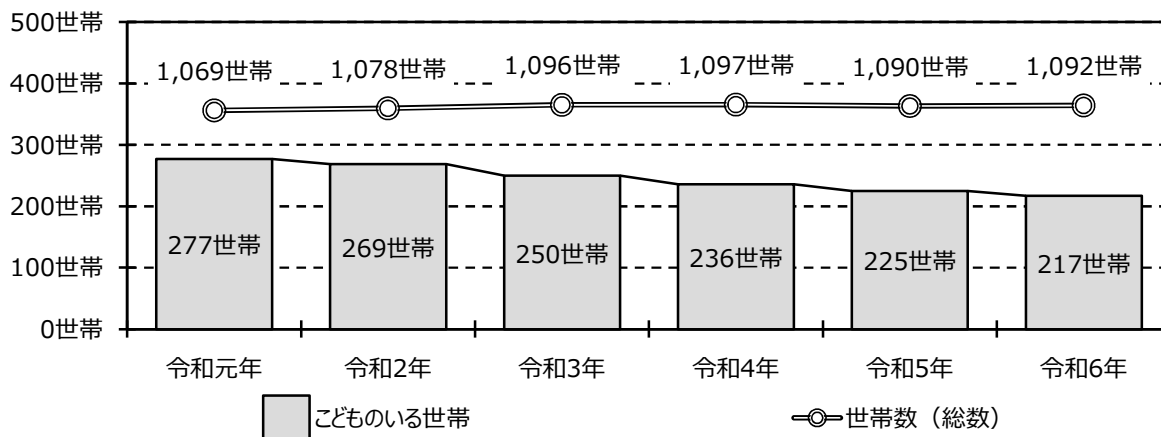
資料：各年3月末現在、住民基本台帳

18歳未満人口も、令和元年の489人から令和6年の388人へと、△101人（△20.7%）減少しています。

年齢が若いほど減少傾向は顕著となっており、0～5歳や6～11歳は△25%超の減少率となっています。

(2) 世帯の状況

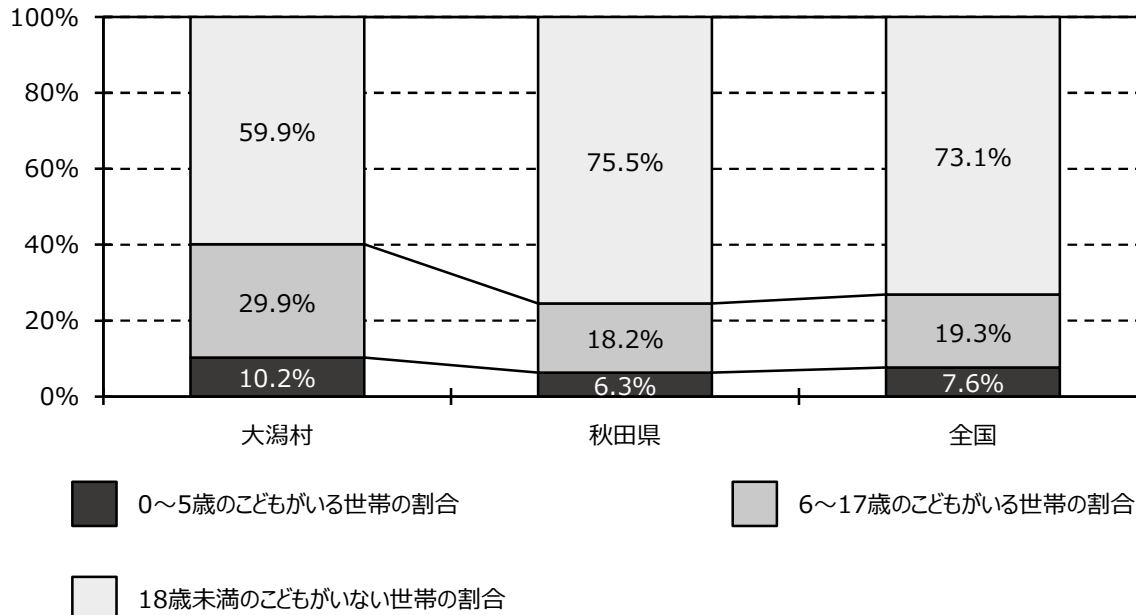
1) こどものいる世帯の状況



資料：各年3月末現在、村統計資料

総世帯数は令和元年の1,069世帯から令和6年には1,092世帯と増加しています。
しかし、こどものいる世帯は年々減少しており、令和6年には217世帯と、令和元年に比べて60世帯の減少となっています。

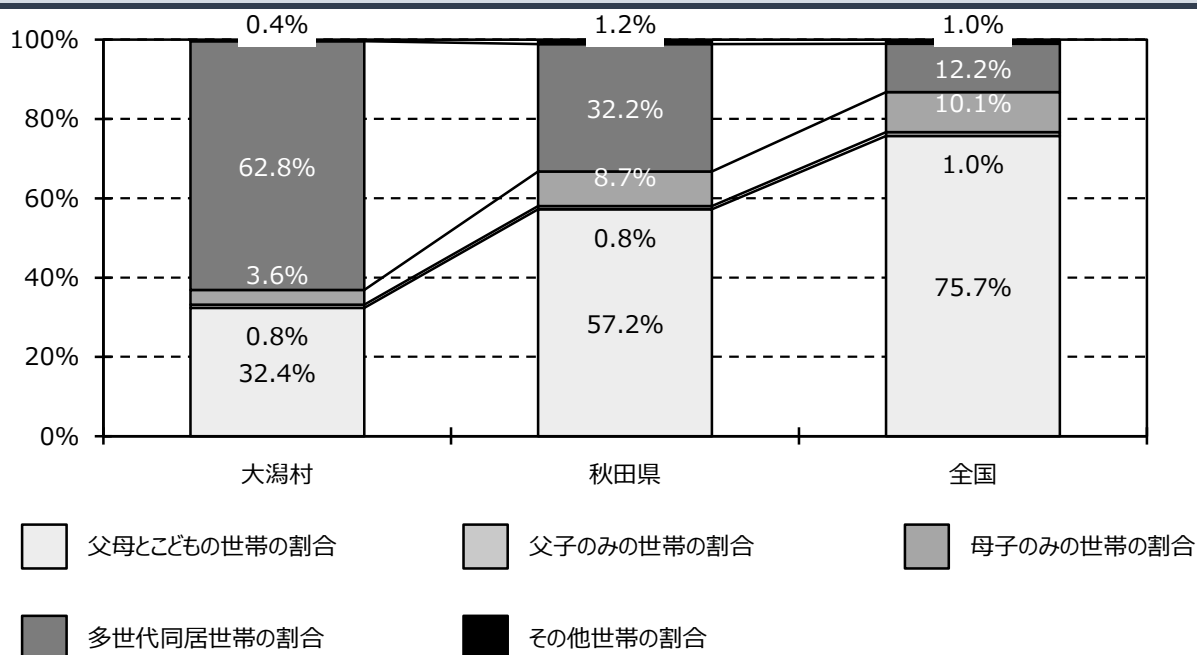
2) 18歳未満のこどもがいる世帯の割合



資料：国勢調査（令和2年）

こどもがいる世帯の割合についてみると、本村の令和2年の0～5歳のこどもがいる世帯の割合、6～17歳のこどもがいる世帯の割合はともに秋田県や全国に比べて高いものとなっています。

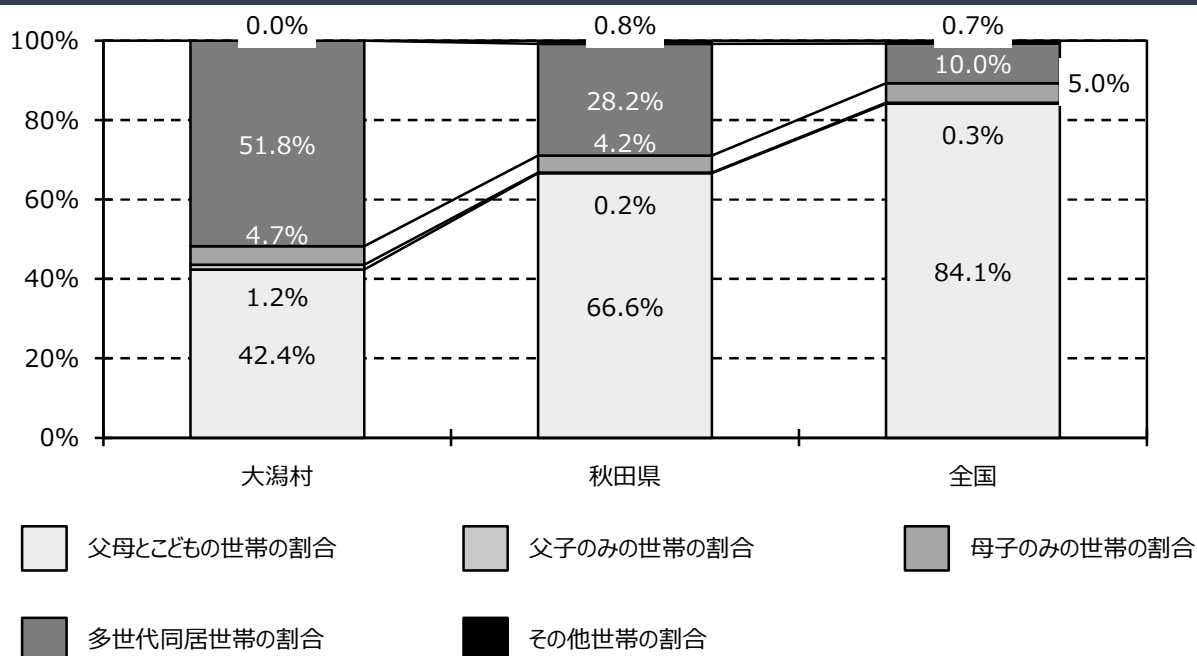
3) 18歳未満の子どもがいる世帯の内訳



資料：国勢調査（令和2年）

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯類型の内訳をみると、本村は多世代同居世帯の割合が62.8%と最も高く、秋田県や全国と比べても特に高いものとなっています。

4) 6歳未満の子どもがいる世帯の内訳



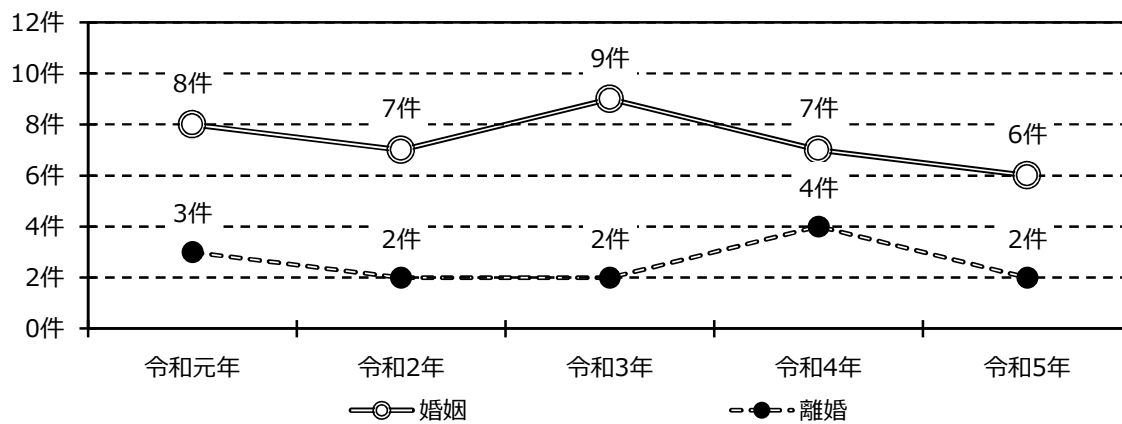
資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どもがいる世帯の世帯類型の内訳をみると、本村は多世代同居世帯の割合が51.8%と最も高く、秋田県や全国と比べても特に高いものとなっています。

父母と子どもの世帯の割合は42.4%で、3)の18歳未満の子どもがいる世帯32.4%に比べると、父母と子どもの世帯の割合は高くなっています。

(3) 婚姻や出生の状況

1) 婚姻・離婚数の推移

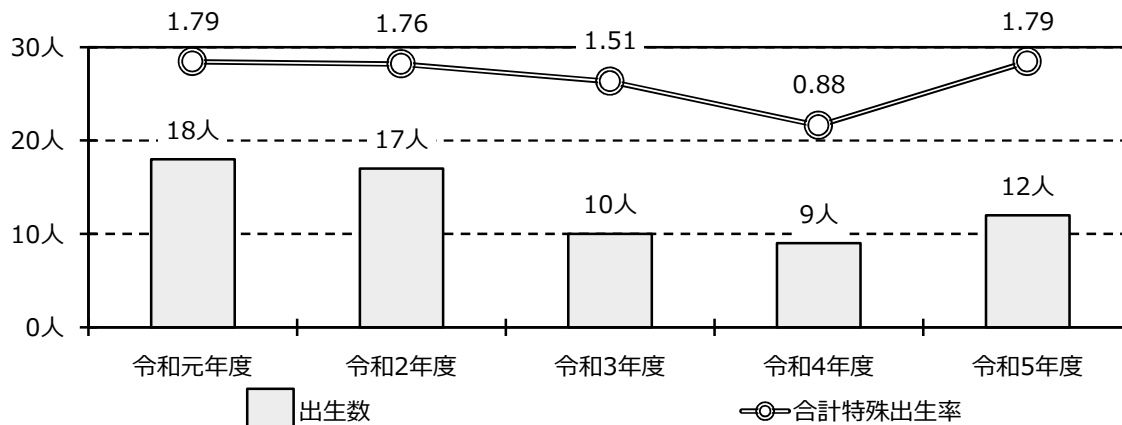


資料：村統計資料

令和元年以降の婚姻数は6～8件で、ほぼ横ばいに推移しています。

離婚数も2～4件でほぼ横ばいに推移しており、毎年、婚姻数よりも少ない件数で推移しています。

2) 出生数の推移

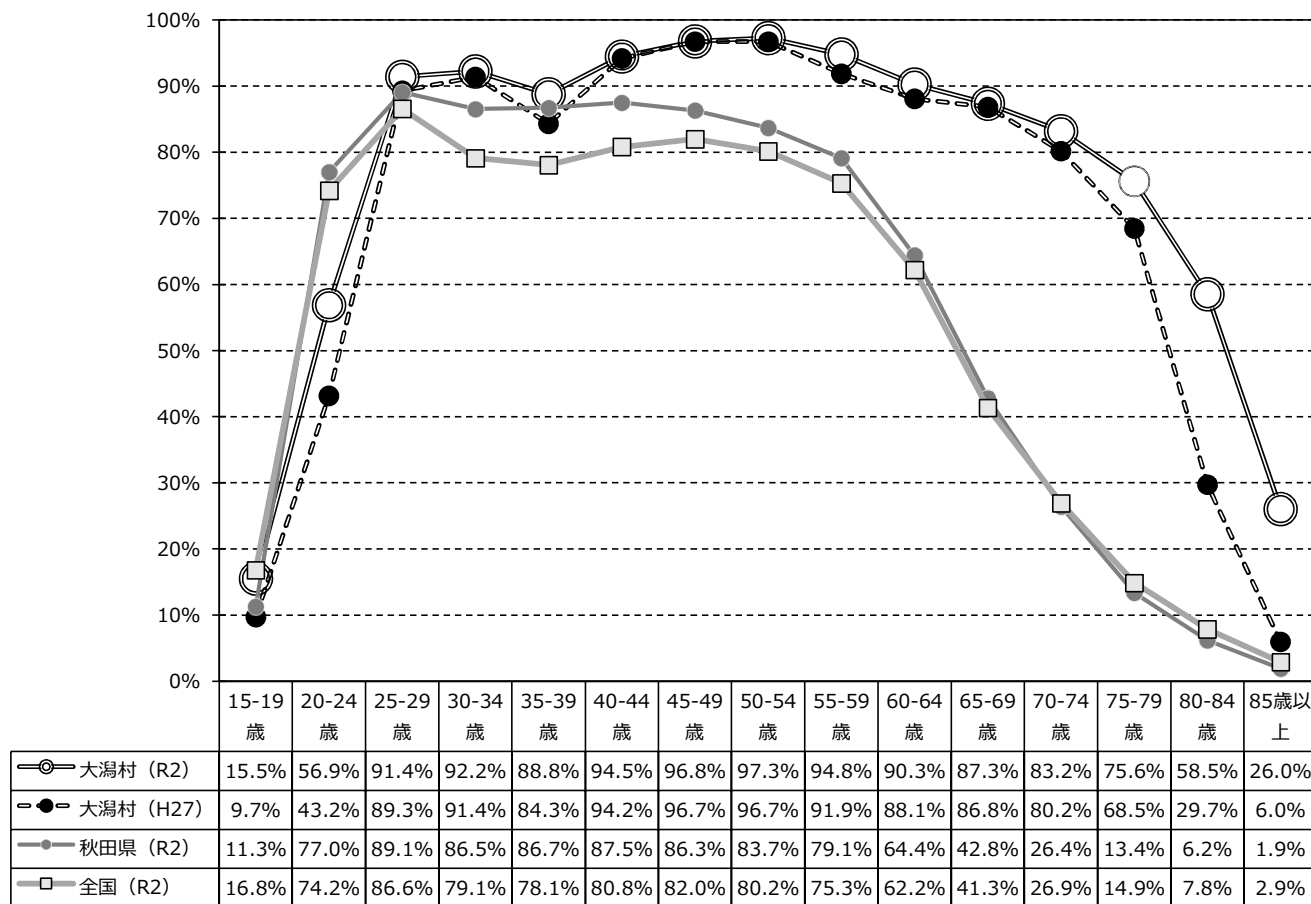


資料：村統計資料

出生数は令和2年度までは15人以上でしたが令和4年度には9人まで減少しています。令和5年度にはやや増加しましたが12人となっています。

合計特殊出生率は令和4年度の0.88がもっとも低く、令和5年度には令和元年度と同じ水準の1.79にまで回復しています。

(4) 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の労働力率※の推移をみると、平成 27 年、令和 2 年ともに 35～39 歳で労働力率が低下する M 字カーブを描いています。

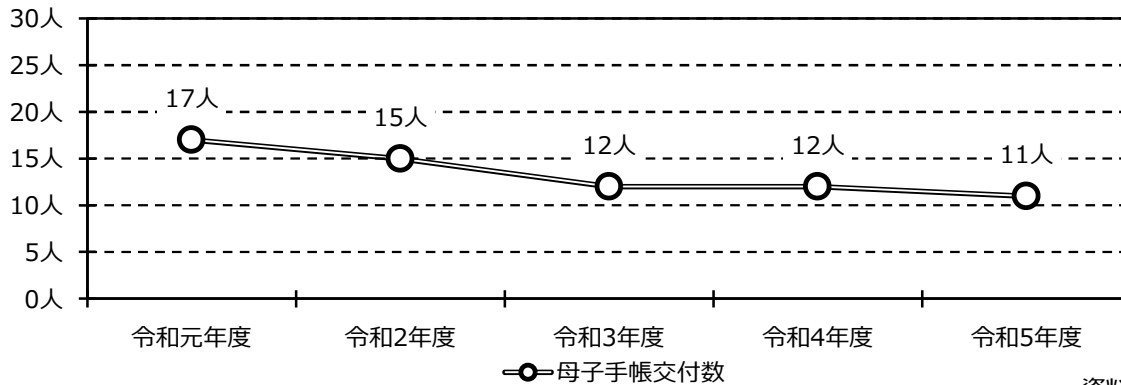
また、令和 2 年と平成 27 年を比べると、令和 2 年は 50 歳以上の労働力率が高くなっています。

秋田県や全国と比べると女性の労働力率は全般的に高めとなっています。

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと）の割合のことをいいます。

(5) 母子保健等の状況

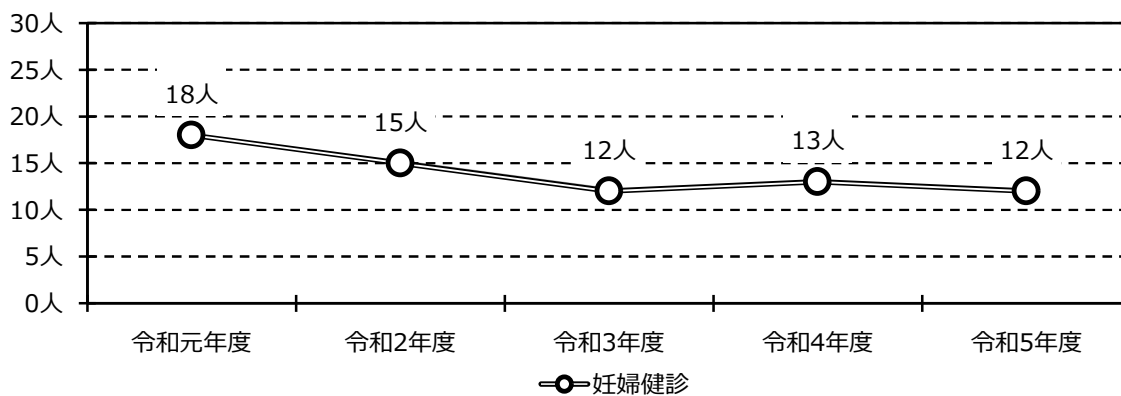
1) 母子健康手帳の交付状況



資料：村統計資料

母子健康手帳の交付数は年々減少しており、令和5年度には11人となっています。

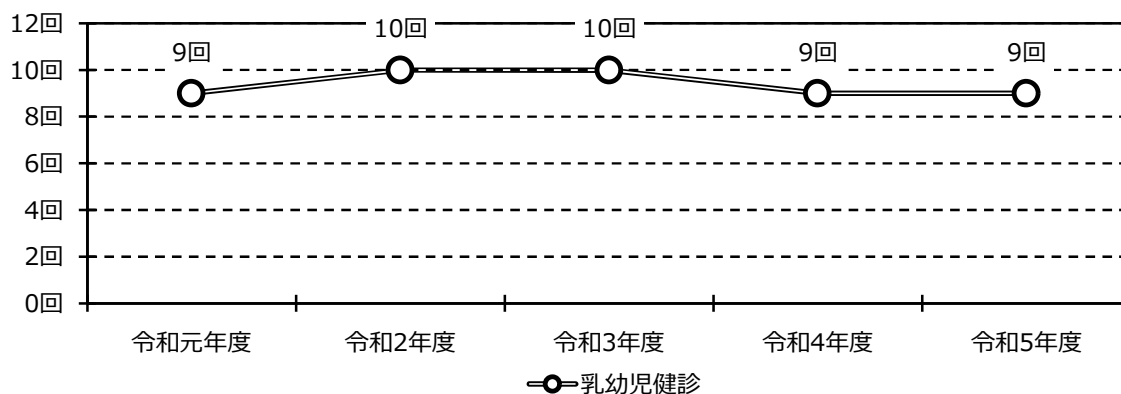
2) 妊婦健診の受診状況



資料：村統計資料※妊婦健診受診券交付人数

妊婦健診の受診者数はやや減少傾向にあり、令和5年度は12人となっています。

3) 乳幼児健診の実施状況

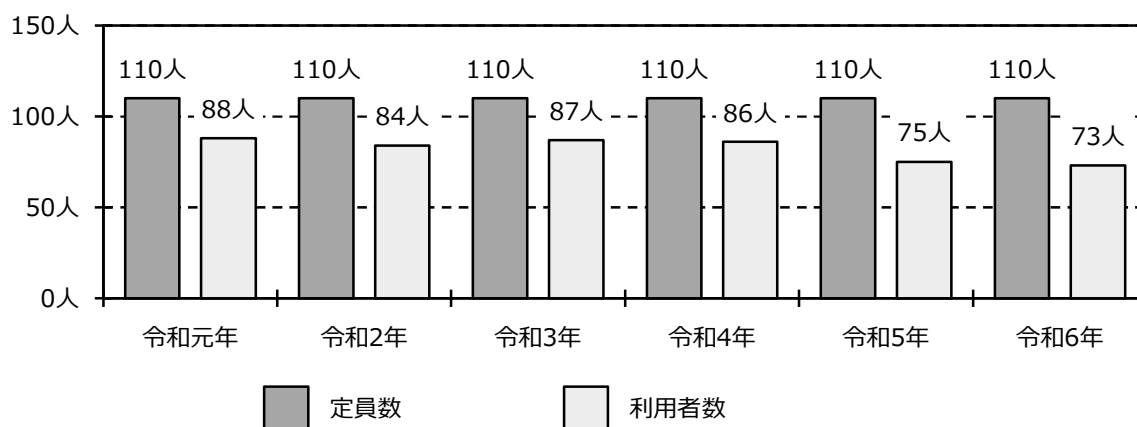


資料：村統計資料※4・7・10・13か月児健診実施回数

乳幼児健診の実施回数に大きな変動はなく、各年度10回前後実施しています。

(6) 保育・教育を取り巻く状況

1) こども園の状況



		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
こども園	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	定員数	110人	110人	110人	110人	110人	110人
	利用者数	88人	84人	87人	86人	75人	73人
	保育士等職員数	25人	24人	24人	24人	24人	25人
	その他職員数	5人	5人	5人	5人	5人	5人

資料：各年5月1日現在、村統計資料

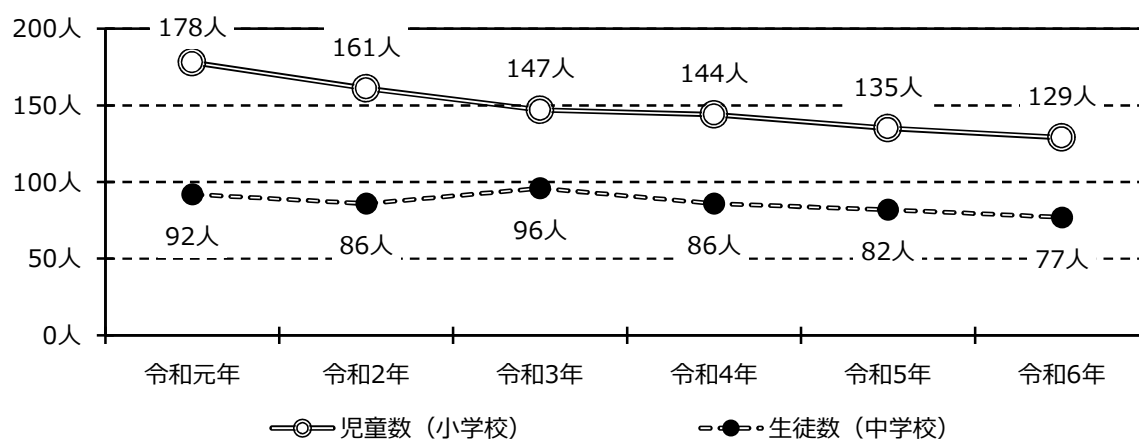
こども園は1か所設置されており、利用者数は令和5年からやや減少し、令和6年は73人となっています。

定員数に占める利用者数の割合は令和4年までは8割近くを占めていましたが、令和5年以降は7割を下回る水準となっています。

保育士等の職員数については24～25人程度を維持しています。

なお、待機児童については令和6年までいない状況となっています。

2) 小・中学校の状況



		2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
小学校	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	児童数	178人	161人	147人	144人	135人	129人
	教職員等職員数	25人	24人	24人	24人	26人	25人
中学校	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	生徒数	92人	86人	96人	86人	82人	77人
	教職員等職員数	19人	21人	19人	20人	20人	19人

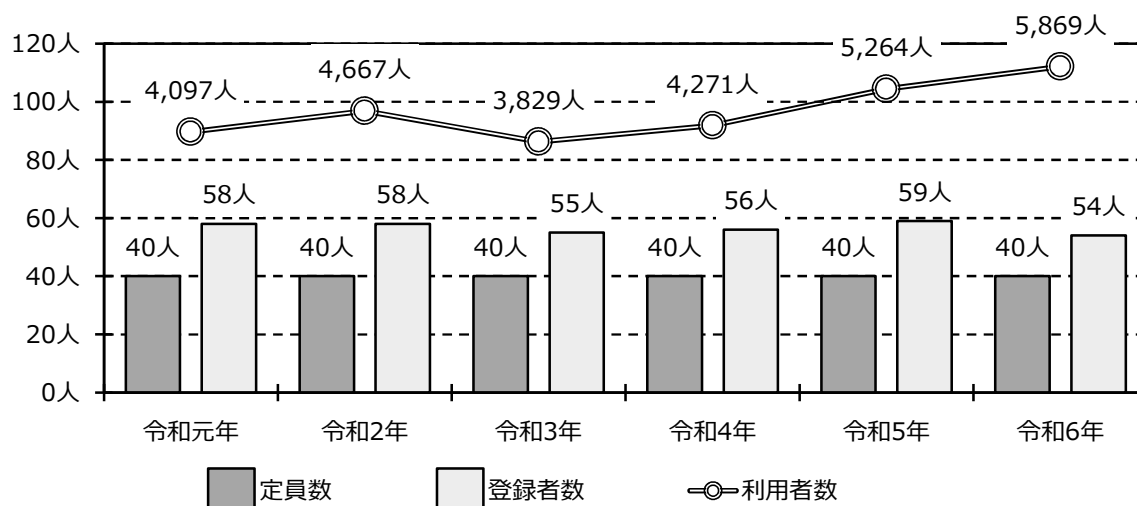
資料：各年5月1日現在、村統計資料

小学校、中学校はそれぞれ1か所設置されています。

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年は129人と、令和元年から49人減少しています。中学校の生徒数は令和3年には96人でしたが、令和6年は77人に減少しています。

教職員数は小学校が25人程度、中学校が20人程度を維持しています。

3) 学童保育の状況



		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学童保育	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	定員数	40人	40人	40人	40人	40人	40人
	登録者数	58人	58人	55人	56人	59人	54人
	利用者数	4,097人	4,667人	3,829人	4,271人	5,264人	5,869人
	教職員等職員数	2人	3人	3人	4人	4人	4人

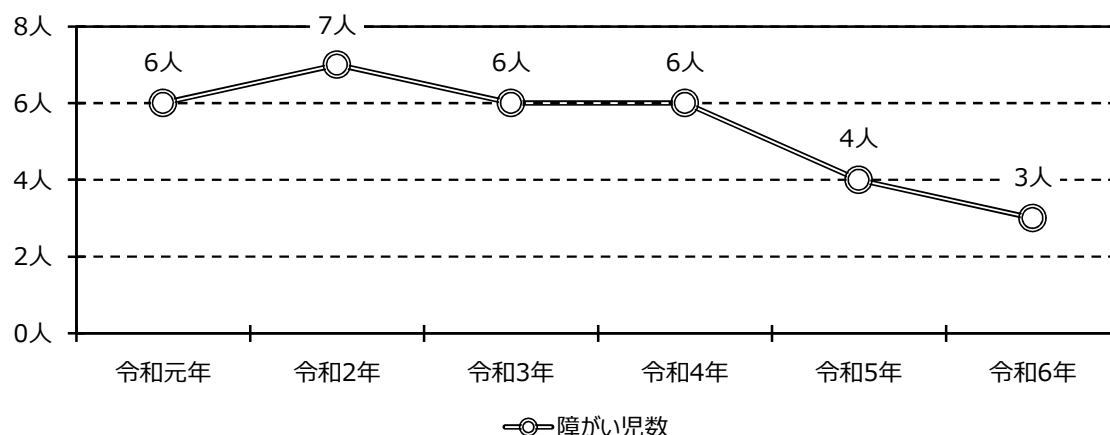
資料：村統計資料

学童保育の定員数は40人ですが、登録者数は毎年50人以上と定員数を上回る水準となっています。

1日当たりの平均利用者数は令和3年には15.6人でしたが、以降は増加傾向にあり、令和5年には21.5人となっています。

職員数は令和元年の2人から増員しており、令和4年以降は4人となっています。

(7) 障がい児の状況



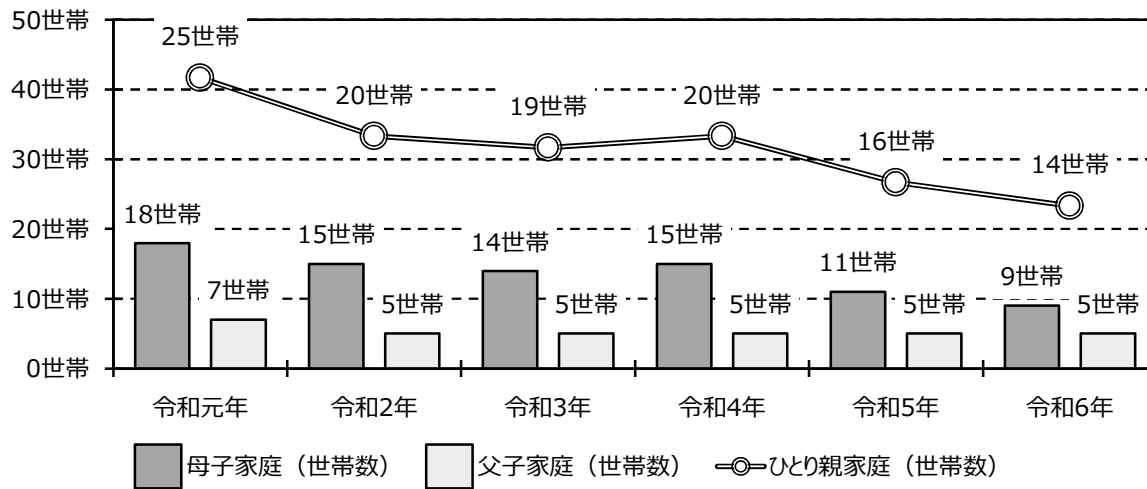
資料：村統計資料

※年度末時点の手帳交付者数（身体+療育）、精神は該当児童なし

障がい児数は、令和元年以降は、令和2年の7人がもっとも多く、令和6年は3人となっています。

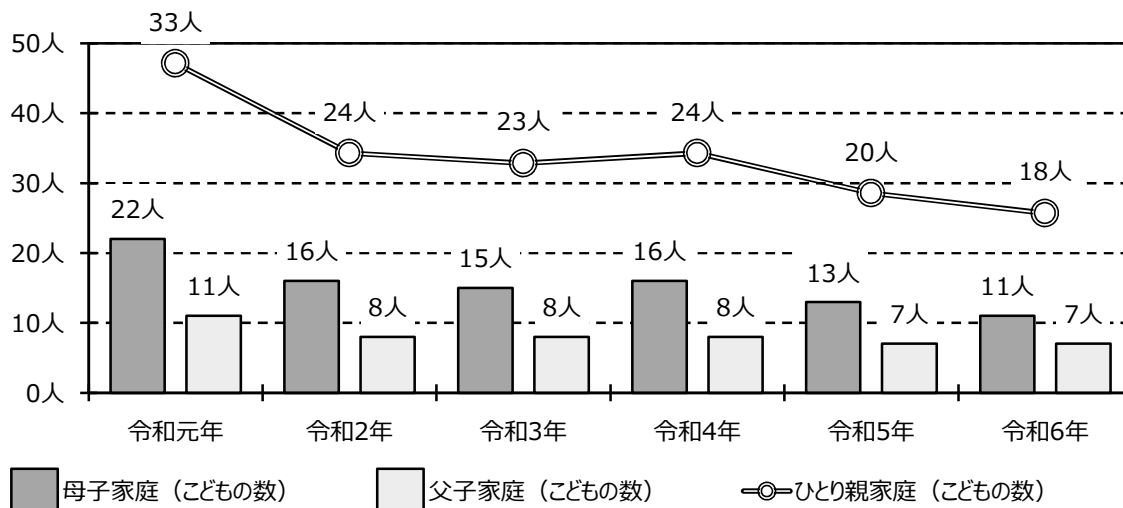
(8) ひとり親世帯の状況

<世帯数の推移>



資料：村統計資料

<こどもの数>



資料：村統計資料

母子家庭の世帯数は減少傾向にあり、令和6年には9世帯となっています。父子世帯は令和2年以降5世帯のままとなっています。

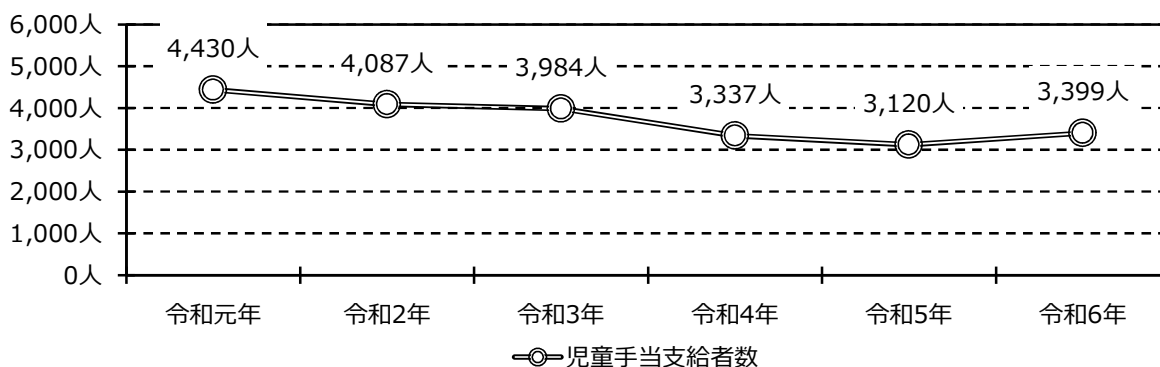
母子家庭の世帯数が減少しているため、ひとり親家庭の世帯数は減少傾向となっています。

母子家庭のこどもの数は令和6年には11人まで減少しており、ひとり親家庭※のこどもの数も令和6年には18人まで減少しています。

※ひとり親家庭（世帯）とは、配偶者がいない女性または男性が、20歳未満のこどもを扶養している家庭

(9) 各種手当等の状況

1) 児童手当の支給状況



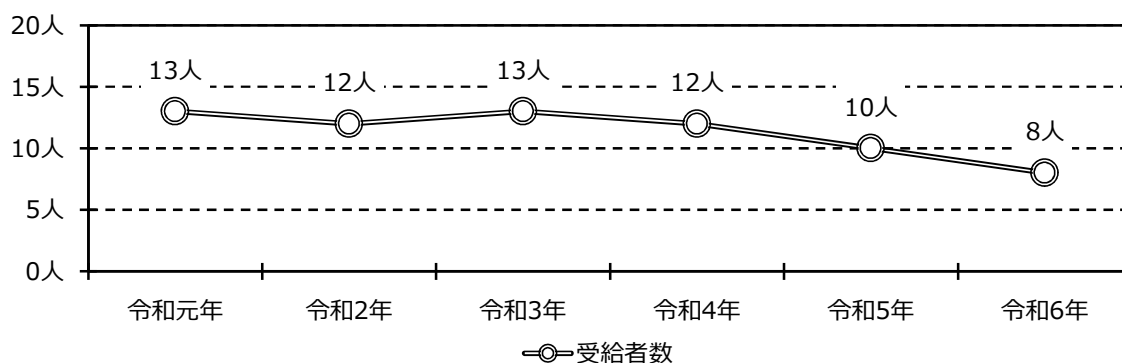
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被用者 (雇用されている人)	0～3歳未満	155人	157人	127人	100人	141人	168人
	3歳～小学校修了前	539人	462人	424人	404人	411人	456人
	中学生	184人	162人	192人	195人	180人	180人
非被用者（自営、農業）		2,886人	2,681人	2,259人	2,009人	2,164人	2,547人
特例給付		666人	625人	982人	629人	224人	48人
計		4,430人	4,087人	3,984人	3,337人	3,120人	3,399人

資料：村統計資料

令和6年は前年に比べやや増加し3,399人となっています。0～3歳未満と3歳～小学校修了前では令和5年、6年と連続して増加しています。

なお、児童手当は、年度によって、所得制限により、対象児童数に変化が生じるため、一概に減っているということではありません。

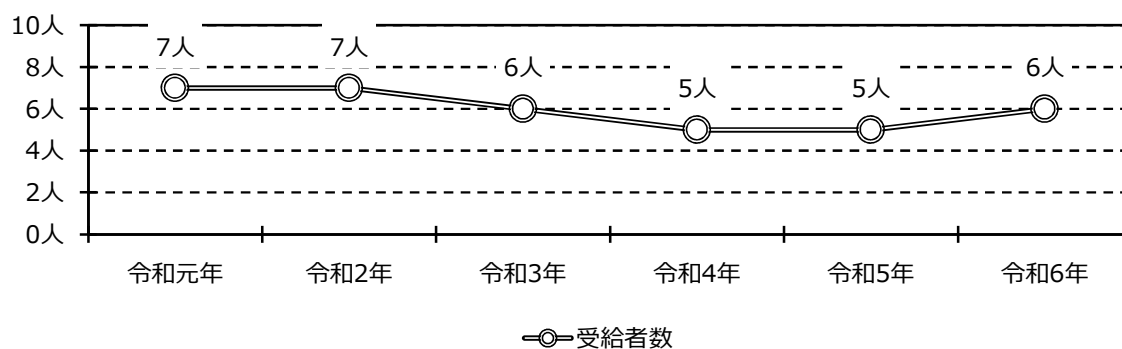
2) 児童扶養手当の支給状況



資料：村統計資料

児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあり、令和6年は、令和元年から5人減少して8人となっています。

3) 特別児童扶養手当の支給状況



資料：各年度3月31日現在、大湯村統計データ

特別児童扶養手当の受給者数は令和2～4年にかけて減少していましたが、以降やや増加し、令和6年は6人となっています。

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎教育利用での進捗状況

（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）

	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
計画値（確保策）（A）	16人	5人	6人	5人	4人
実績値（B）	16人	13人	10人	8人	3人
B－A	0人	8人	4人	3人	▲1人
B/A	100.0%	260.0%	166.7%	160.0%	75.0%

◎保育利用での進捗状況

（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
計画値（確保策）（A）		90人	94人	84人	82人	83人
実績値（B）	計	68人	76人	76人	70人	75人
	認定こども園					
	2号（3～5歳）	41人	47人	47人	44人	51人
	3号（0歳）	2人	7人	4人	6人	8人
	3号（1歳）	12人	9人	14人	6人	8人
	3号（2歳）	13人	13人	11人	14人	8人
B－A		▲22人	▲18人	▲8人	▲12人	▲8人
B/A		75.6%	80.9%	90.5%	85.4%	90.4%

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎放課後児童クラブ

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	50人	45人	39人	38人	38人
	低学年	46人	41人	34人	34人	34人
	高学年	4人	4人	5人	4人	4人
	実績値（B）	57人	55人	54人	58人	53人
	低学年	56人	52人	44人	45人	50人
	高学年	1人	3人	10人	13人	3人
	B－A	7人	10人	15人	20人	15人
	B／A	114.0%	122.2%	138.5%	152.6%	139.5%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	696人日	672人日	624人日	636人日	660人日
	実績値（B）	2,112人日	1,463人日	757人日	913人日	86人日
	B－A	1,416人日	791人日	133人日	277人日	▲ 574人日
	B／A	303.4%	217.7%	121.3%	143.6%	13.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎一時預かり事業（幼稚園型）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	378人日	365人日	358人日	314人日	307人日
	1号認定	378人日	365人日	358人日	314人日	307人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値（B）	576人日	651人日	515人日	511人日	21人日
	1号認定	576人日	651人日	515人日	511人日	21人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B－A	198人日	286人日	157人日	197人日	▲ 286人日
	B／A	152.4%	178.4%	143.9%	162.7%	6.8%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※令和6年度は年度途中の値

◎一時預かり事業（幼稚園型以外）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	547人日	527人日	506人日	476人日	476人日
	実績値（B）	932人日	816人日	393人日	615人日	128人日
	B－A	385人日	289人日	▲ 113人日	139人日	▲ 348人日
	B／A	170.4%	154.8%	77.7%	129.2%	26.9%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※令和6年度は年度途中の値

◎妊産婦健康診査

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	210回	195回	210回	225回	210回
	実績値（B）	231回	190回	152回	182回	
	B－A	21回	▲ 5回	▲ 58回	▲ 43回	
	B／A	110.0%	97.4%	72.4%	80.9%	
実利用者数	計画値（確保策）（A）	14人	13人	14人	15人	14人
	実績値（B）	24人	18人	17人	20人	
	B－A	10人	5人	3人	5人	
	B／A	171.4%	138.5%	121.4%	133.3%	

◎乳児家庭全戸訪問事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	14人回	13人回	14人回	15人回	14人回
	実績値（B）	18人回	13人回	8人回	15人回	
	B－A	4人回	0人回	▲ 6人回	0人回	
	B／A	128.6%	100.0%	57.1%	100.0%	
訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	2人	2人	2人	2人	2人
	実績値（B）	2人	3人	2人	2人	
	B－A	0人	1人	0人	0人	
	B／A	100.0%	150.0%	100.0%	100.0%	0.0%

3. 各種調査結果からみた課題や方向性

(1) 各種調査の概要

①就学前児童保護者対象調査

調査期間	令和6年2月	
調査方法	保育所・幼稚園を通した直接配布・回収 保育所・幼稚園未利用者及び広域利用者は、郵送による配布・回収	
調査対象	村内在住の就学前児童の保護者	
回収状況	発送数：74件⇒回収数：56件	回収率：75.7%

②小学生児童保護者対象調査

調査期間	令和6年2月	
調査方法	小学校を通した直接配布・回収	
調査対象	村内在住の小学生児童保護者	
回収状況	発送数：99件⇒回収数：91件	回収率：91.9%

③普段の生活についてのアンケート（小～中学生本人調査）

調査期間	令和6年8月	
調査方法	Web調査	
調査対象	村内在住の小学生、中学生	
回収状況	<小学1・2年生>	
	発送数：41件⇒回収数：32件	回収率：78.0%
	<小学3～6年生>	
	発送数：88件⇒回収数：86件	回収率：97.7%
	<中学生>	
	発送数：77件⇒回収数：73件	回収率：94.8%

(2) 調査結果のポイント

1) 就学前児童保護者対象調査

○教育・保育事業の今後の利用意向

- 教育・保育事業の今後の利用意向は「認定こども園（保育園部分）」の利用意向が高く、平日の利用を希望する人は 55.4%、土曜日の利用を希望する人は 21.4%、長期休暇中の利用を希望する人は 16.1%となっています。
- その他に「一時預かり保育」を平日に希望する人が 12.5%となっています。
- いずれのサービスも日曜・祝日の利用希望は低くなっています。

⇒平日における「認定こども園（保育園部分）」の利用を中心に、土曜日の利用や、一時的な保育ニーズに対応する「一時預かり保育」などのサービスの充実が求められているものと考えられます。

○一時預かり事業の今後の利用意向

- 一時預かりの事業の中では「一時預かり」の利用意向が高く、母親の就労状況別でみると、「現在は就労していない」母親では「一時預かり」の利用意向が 87.5%と、就労している母親よりも割合が高くなっています。

⇒「一時預かり」事業は就労していない母親におけるニーズが高く、利用層の違いに留意した基盤整備が必要と考えられます。

○村の子育て支援事業の今後の利用意向

- ①母親（父親）学級、両親学級、育児学級、②保健センターの情報・相談事業、③家庭教育に関する学級・講座について、「利用していないが、新たに利用したい」という新規利用意向は、いずれの事業に対しても3割前後あり、「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」という継続利用の意向も2割以上を占めています。

⇒新規利用意向と継続利用意向もあわせると各事業とも半数前後を占めており、こどもの成長により利用者が入れ替わっても今後も一定数の利用が見込まれるものと思われます。

○病児・病後児対応の希望

- こどもが病気やけがの際に利用したい事業についてみると、「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が 37.5%でもっとも多くなっています。

⇒病児・病後児対応については、医療機関と隣接した保育事業への利用意向が高く、医療機関と連携した基盤の整備が求められています。

○小学校低学年になったときの放課後の過ごしませ方の希望

- 平日の放課後については「放課後児童クラブ」の利用をイメージしている保護者が 85.7%となっています。また、「放課後子ども教室」の利用意向も 35.7%を占めています
- 土曜日「放課後児童クラブ」の利用意向は低いですが、「放課後子ども教室」については 21.4%が土曜日の利用を希望しています

⇒放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用意向は高く、受け皿の確保を図る必要があります。

○保護者の就労状況

- 父母ともに「フルタイム」で就労している割合が高く、母親でも半数を超えています。また母親の場合、「パート・アルバイト等」も 32.1%を超えています。

⇒大半の家庭が共働きと思われ、今後も保育のニーズは高いものと思われます。

○育児休業の取得状況

- 母は「取得した」が46.4%、「現在取得中である」が3.6%で半数程度が育児休業を取得しています。父親は8割が「取得していない」（80.4%）としており、育児休業を取得した人は現在取得中をあわせても1割に満たない水準となっています。
- 育児休業について知っている人は半数を超えていますが、保険料免除については知っている人は4割に満たない状況となっています。

⇒育児休業給付や保険料免除の制度や育児休業の取得に向けて、引き続き事業者等を含め、啓発を行っていく必要があります。

○子育てや仕事の両立について

- 父母ともに半数以上が「子育てと仕事や介護は両立できている（仕事や介護はしていない場合も含む）」としていますが、母親では「仕事が負担になっている」が33.9%で、父親の16.1%よりも負担に感じている割合が高くなっています。

⇒子育て中の母親における仕事の負担感が高く、家庭内における家事や子育ての役割分担のあり方や職場における子育て家庭への支援のあり方について引き続き啓発を行っていく必要があります。

○仕事と子育てを両立させるために重要なこと

- 仕事と子育ての両立のために重要なこととしては、「多様な保育サービスの充実（病後児保育、延長保育、一時預かりなど）」が69.6%でもっとも多く、ついで「労働時間の短縮」が51.8%となっています。

⇒仕事と子育ての両立には、保育サービスだけでなく、労働環境の改善・向上も必要と思われます。

○大潟村の子育て環境について

- 本村の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」、「そう思う」）が高かったものは、「自然豊かである」（89.3%）、「こども園などに入所しやすい」（89.3%）、「治安がよい」（82.1%）、「地域のつながりが強い」（82.1%）などとなっています。

⇒本村の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所しやすさ、治安のよさ、地域のつながりの強さなどとなっており、今後も強みを活かして子育て環境の充実を図っていく必要があります。

○大潟村の子ども・子育て支援に関して不満に思う点

- 本村の子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価を聞いたところ、「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて“満足”、「やや不満」と「不満」を合わせて“不満”として整理すると、“満足”は28.6%で、“不満”は16.1%となっており、不満層よりもやや満足層の方が多くなっています。
- 本村の子ども・子育て支援に関して不満な点としては、「小児医療の環境」と「こどもの生活環境（遊び場や歩道など）」がともに77.8%でもっとも多くなっています。

⇒小児医療の環境とこどもの生活環境（遊び場や歩道など）が不満点としてもっとも多く挙げられており、小児医療については広域での連携なども含め、充実が必要と思われます。

⇒子育て環境として自然の豊かさや治安のよさが肯定的に評価されましたが、こどもの生活環境（遊び場や歩道など）については不満点として挙げられており、子育て環境の強みが十分活かし切れていないのではないかと思います。

○今後力を入れていくべき支援施策

- 子育て支援として今後力を入れていくべきこととしては、「遊び場の整備」が67.9%でもっとも多く、ついで「子育てにかかる経済的負担の軽減」が62.5%となっています。

⇒遊び場の整備については改善が強く望まれており、歩道等の整備を含め、都市環境の整備を進めていく必要があるように思われます。

2) 小学生児童保護者対象調査

○保護者の就労状況

- 父母ともに「フルタイム」で就労している割合が高く、母親でも半数近くを占めています。また母親の場合、「パート・アルバイト等」も 11.0%を超えています。

⇒ 6割前後の家庭が共働きと思われ、今後も保育のニーズは高いものと思われます。

○放課後の過ごしませ方の希望

- 平日の放課後については「放課後児童クラブ」の利用を希望している保護者は 31.9%となっています。
- 放課後児童クラブの週あたりの希望日数は平均で 3.3 日、利用時間帯は下校時から「17 時」(51.7%) を希望する回答が多くなっています。曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」という回答がもっとも多いものの、「土曜日」については、「低学年（1～3 年生）の間は利用したい」が 34.5%、「高学年（4～6 年生）になっても利用したい」が 13.8%となっています。
- 「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」を希望する回答は 71.4%と 7 割を超えています

⇒ 放課後児童クラブの利用意向は 3 割程度となっていますが、共働き家庭が少なくないことを考えると一定数の受け皿の確保を図る必要があります。また習い事の利用希望が高く、関係機関と連携し、多様な放課後の過ごし方を実現できるようにしていくことが重要と思われます。

○仕事と子育てを両立させるために重要なこと

- 仕事と子育ての両立のために重要なこととしては、「多様な保育サービスの充実（病後児保育、延長保育、一時預かりなど）」が 52.7%でもっとも多く、ついで「労働時間の短縮」が 42.9%となっています。

⇒ 仕事と子育ての両立には、保育サービスだけでなく、労働環境の改善・向上も必要と思われます。

○大潟村の子育て環境について

- 本村の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」、「そう思う」）が高かったものは、「自然豊かである」（91.2%）、「治安がよい」（85.7%）、「こども園などに入所しやすい」（84.6%）、「地域のつながりが強い」（84.6%）、「学校環境が安心できる」（83.5%）などとなっています。

⇒ 本村の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所やすさ、治安のよさ、地域のつながりの強さ、学校環境の安心感などとなっており、今後も強みを活かして子育て環境の充実を図っていく必要があります。

○大潟村の子ども・子育て支援に関して不満に思う点

- 本村の子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価を聞いたところ、「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて「満足」、「やや不満」と「不満」を合わせて「不満」として整理すると、「満足」は 50.5%で、「不満」は 6.6%となっており、満足層が不満層を大きく上回っています。
- 本村の子ども・子育て支援に関して不満な点としては、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」、「小児医療の環境」、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」、「子育て世帯に対する公的な支援」などが挙げられています。

⇒ 小学生保護者における子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価は高く、今後もこれまでの取組を継続して充実を図っていくことが望ましいように思われます

⇒ 不満点については該当者が少なかったものの、就学前保護者と同様の項目が挙げられていたことから、小児医療の充実や遊び場の整備が今後も重要課題の一つになるものと思われます。

3) 普段の生活についてのアンケート（小～中学生本人調査）

○学校生活の充実感

- 学校生活については小学1・2年生、小学3～6年生、中学生のいずれも9割以上が“楽しい”（「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」）としています。

○自己肯定感

- 小学3～6年生、中学生では自分のことについて“好き”（「好き」、「どちらかといえば好き」）という自己肯定感の高い人の割合が半数前後以上を占めています。小学1・2年生では「どちらかといえば好き」が25.0%で、小学3年生以上に比べると割合が低くなっています。
- 自分に良いところがあるかという点については、小学1・2年生で71.9%、小学3～6年生で86.0%、中学生で67.1%が“ある”（「ある」、「どちらかといえばある」）としています。

○放課後の過ごし方

- 放課後に塾や習いごとをしているという回答は、小学1・2年生、小学3～6年生、中学生のいずれも6割以上を占めており、学年が上がるごとにその割合は低下しています。

○ほっとできる場所

- ほっとできる場所（好きな場所）は、小学1・2年生、小学3～6年生、中学生のいずれも「自分の家」がもっとも多くなっていますが、中学生になるとその割合は低下しています。
- 自分の家や親せきなどの家を除くと、「なかよし館」や「学校」、「公民館・図書館」などへの回答が多くなっています。その他に小学1・2年生では「公園」という回答も多くなっています。

○悩みごとや困りごとの有無

- 悩みごとや困りごとについては、小学1・2年生で46.9%、小学3～6年生で26.7%、中学生で12.3%が「ある」としていますが、学年が上がるにつれ、その割合は低下しています。

○地域活動への参加状況

- 小学1・2年生、小学3～6年生、中学生のいずれも、参加したことがあり地域活動としては「お祭りなどの伝統的な行事」が多くなっており、その他に「子ども会や住区の行事」への参加が多くなっています。

○今、興味があること

- 興味関心があることとしては、「スポーツ・芸能・芸術活動」への回答がおもっとも多く、小学3～6年生、中学生のどちらも約6割を占めています。ついで小学3～6年生では「自然・アウトドア体験」や「ゲーム（オンラインゲーム・カードゲーム）」、中学生では「インターネット・映像配信」への回答が5割を超えています。

○最近の生活への満足度

- 最近の生活について、0～10（十分満足している）で評価してもらったところ、小学3～6年生では「10」（十分満足している）が41.9%と4割を占め、8～10という最近の生活への満足度が高い層は67.4%となっています。
- 中学生では8～10という最近の生活への満足度が高い層は34.2%で、小学3～6年生と比べると割合は低下しています。

○周囲への意見表明の困難さ

- 学校や家で、自分が思っていることややりたいことを自由に言うことができるかどうかについてみると、小学1・2年生、小学3～6年生、中学生のいずれも7～8割台の人が“言いたいことを言うことができる”（「言うことができる」、「だいたい言うことができる」）としています。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

国では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

秋田県のこども計画においては、「全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す」という基本理念を掲げています。

本計画では、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとってもっとも良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、全てのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが求められます。

そこで、本村においてもこどもを中心に据え、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に健やかに育ち、一人ひとりにあった幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現を目指し、基本理念を以下のように設定します。

— 笑顔と元気を未来へつなぐ 大潟村 —

潟っこの幸せの実現に向けて、
地域みんなで育み、
潟っこが夢に向かって羽ばたける村づくり

※こども計画では、こども・若者を大潟村で育ったこどもたちという意味で“潟っこ”と表現します。

2. 計画の基本的な方向性

（こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、**こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
- ③こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応**し、十分に支援する
- ④**良好な成育環境を確保**し、**貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の**生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立ち**結婚、子育てに関する希望の形成と実現**を阻む課題の解決に取り組む
- ⑥**施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本村においてもこども大綱が掲げる基本的な方針を踏まえ、以下の点に留意して計画の推進を図っていきます。

- こども・若者の最善の利益を図るため、こども・若者の視点、子育て当事者の視点に立った施策の展開
- ライフステージに応じて切れ目のない施策の展開
- 地域で支援を展開

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、関連する施策・事業を4つの基本目標に沿って整理し、着実な計画の進展を図っていきます。

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こどもや若者が健やかに成長できるように、こどもの成長に応じて適切な保育・教育サービスを提供します。

各種の健（検）診などを通して心身の健康の維持向上を図ります。

また、子育てと仕事の両立に関わる負担の軽減を図り、親子ともに幸せに成長できる環境づくりを図っていきます。

こども・若者の視点に沿った居場所づくり、安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。

基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援

地域を活性化していくために、こどもや若者が夢を持って活躍していけるよう、人間形成に資する様々な教育や体験などの機会を提供します。

未来を切り開くこどもや若者が自己実現を叶えることができ、いきいきと人生を送ることができる環境を整備していきます。

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

全てのこどもや若者がいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、自らが希望する未来に向けて主体的に生きていくことができるように、生活等に困難を抱えるこどもや若者の早期発見に努めます。また、相談・支援の連携を強化し、教育、生活、就労など多方面に対する包括的な支援を行っていきます。

虐待などの保護を要する支援や、心の健康づくりにも取り組み、全てのこどもや若者が自分らしく安心して生きることができるように努めます。

基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実

子育てを社会全体で支えていくことができるように、こどもや若い世代の人権と意見を尊重し、中心に据えたまちづくりを推進していきます。

また、子育て世帯が安全・安心に暮らすことができる子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

支援のための担い手の育成・確保に努め、子育て家庭を支える体制を整備していきます。

4. 施策体系

【基本理念】

— 笑顔と元気を未来へつなぐ 大潟村 —

潟っこの幸せの実現に向けて、地域みんなで育み、潟っこが夢に向かって羽ばたける村づくり

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

- (1) 子ども・子育て支援事業の推進
- (2) こどもの健やかな育ちに対する支援
(妊娠から出産まで切れ目のない保健対策)
- (3) 保育しやすい環境の整備
- (4) こどもや若者の居場所づくり

基本目標2 未来を切り拓く子ども・若者への支援

- (1) 人権意識の醸成
- (2) 多様で豊かな人間形成に向けた支援

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

- (1) ひとりひとりの特性に配慮した支援の充実
- (2) 心の健康づくりの推進

基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実

- (1) 地域の子育て支援環境の充実
- (2) 安全・安心な生活環境の確保
- (3) こども・若者の意見を尊重したまちづくりの推進

第4章 施策の展開

1. こども・若者が健やかに成長できる環境整備

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

1) 教育・保育事業の推進

■こども園

こども園で就学前のこどもに対し教育・保育をします。

村内には幼保連携型認定こども園が1か所（定員：110人）であり、0歳児（生後6か月以上）から5歳児までの教育・保育を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

農家が多い中、村内外に勤務する家庭も増えてきています。そのため2号認定での利用が定員を上回るなど、定員の見直しを検討していく必要があります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

■乳児保育

乳児保育は7名以内の受け入れを行っております。ただし、保育の必要性等の理由により7名を超える受け入れをする場合があります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

今後の方向性：内容を改善して継続

乳児については、急な申し込みが多く予測できない部分も大きいですが、保育教諭の確保を行い、受け入れ体制を整えていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

ア) 通所系事業

■一時預かり事業（一般型）

保護者の就労・傷病等により家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に預かり保育を行っています。令和4年度からは、生後2か月からの利用が可能になりました。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

村全体の子どもは減っていますが、里帰り出産等で利用する方もいるので、これまでどおりに実施していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

■一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定児を対象に、保護者の就労・傷病等により家庭での保育が一時的になった場合に、こども園で一時預かり事業（幼稚園型）として保育を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

利用者は減少しているため、利用者数の規模に適した定員等の見直しを検討する必要があります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

■季節保育事業

1号認定児を対象に、農繁期（5月と秋）の土曜1日保育を行っています。平成30年度からは、従来の5月だけではなく秋の稲刈り時期にも実施しています。令和6年度からは秋の季節保育でも、給食の提供を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：内容（規模）を拡大して継続

季節保育期間の土曜日は、給食の提供を今後も継続し、利用しやすくします。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度には、敷地にフェンスを設置しより安全に遊べるように環境を整えて事業を継続しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○			○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

低学年の児童の利用が多く、支援を必要とする子どももあり、長期休業等1日開館の時は定員を超える利用もあるなど、職員の体制が手薄になることもありました。

子ども園と開閉館時間が異なり、各家庭の状況によっては、利用しにくいケースがあると考えられますので、今後の利用状況等をみながら、開閉館時間の検討をしていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	教育委員会
----------	---------------	-----	-------

イ) 訪問系事業

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

乳児家庭全戸訪問の時期を早めに行うことで支援の必要性を把握し、早期支援につなげていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、家事・子育て等に対して不安や負担を軽減することを目的とする事業です。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○				○				

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

今後の方向性：これまでどおりに継続

ウ) 相談支援

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターでは、親子間交流の場や育児相談、保育サービス情報の提供をしています。また、月2回程度、季節や行事にあわせて、親子一緒に楽しめる遊びを行っています。（さくらんぼクラブ）

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

子育て応援商品券の配布場所と妊婦さんへの子育て支援事業の紹介場所として引き続き事業を実施していきます。こどもの数が減り、こども園に入園する率は高くなり、子育て支援センターの利用は減少しています。利用しやすいように開所時間について検討していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園
----------	---------------	-----	------

■湯っこ広場

湯っこ広場では、子育て中の保護者の情報交換の場を提供するとともに子育ての不安などに対応した相談活動を行います。

また、公民館、子育て支援センターと連携し、親子での遊びや子育てに関する教室、専門職（助産師等）への相談会等の子育てイベントを実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○			○				

今後の方向性：内容を改善して継続

こどもの数が減少したことに伴い、イベントの参加人数も減少しているため、幅広い年齢層が興味のあるイベントの企画をしていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

工) その他の事業

■ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前・	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
○										

今後の方向性：内容（規模）を拡大して継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

こども園を利用していない満3歳未満のこどもを対象に、乳児等通園支援事業を実施する大潟こども園において、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育を提供します。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前・	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
	○					○				

今後の方向性：新規

令和8年度から新規事業としてスタートしていく予定です。

円滑に事業が開始できるように、国や県の動向に注視しつつ、場所や人員の確保などの基盤整備を進めていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども園、教育委員会
----------	---------------	-----	------------

(2) こどもの健やかな育ちに対する支援

(妊娠から出産まで切れ目のない保健対策)

1) 健康相談・保健指導の推進

■ 乳幼児の健康診断や保健指導の充実

乳幼児の健康のため、訪問、相談、健診事業等を実施しています。

健診については、疾病や発達の遅れ等の早期発見・対応にとどまらず、母親自身にとってこどもの成長・発達について確認する機会となっています。

- ・訪問、相談、乳幼児健診の実施
- ・聴覚・視力検査については、3歳児健診で問診と屈折検査によるチェックを実施（異常があれば医療機関での精密検査を実施）
- ・予防接種については乳幼児健診時に相談指導

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 4歳児（渦っこ）健康相談事業

3歳児健診と就学時検診の間に4歳児の発達チェックを行い、発達の課題を早期に発見することで、就学時期に向けて適切な支援を行う契機とします。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター、教育委員会
----------	------------------------------	-----	--------------

■ 歯の健康づくりに関する知識及び普及啓発の充実

歯の健康づくりを推進するために、こどもたちの成長の節目となる時期に歯科健診や歯みがき指導、歯の健康に関する啓発活動を行っています。また、フッ化物洗口により、う歯予防を行っています。

- ・1歳6か月児歯科健診と歯科衛生士による個別保健指導
- ・2歳児親子歯科健診と歯科衛生士による集団保健指導
- ・3歳児歯科健診と歯科衛生士による個別保健指導
- ・健診時の歯科医師や歯科衛生士による歯みがき指導の実施
- ・乳児健診時に7か月児への指導実施
- ・こども園、小学校、中学校での年1回の歯みがき教室
- ・フッ化物洗口事業（こども園週5日、小学校週1回、中学校週1回）

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○		○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 子育て相談窓口の強化・臨床心理士等の専門職による相談の実施

毎月、乳児健診終了後に小児科医師による相談を実施しています。

また、心の健康づくり事業で臨床心理士による個別相談を実施しているほか、随時保健師による相談も実施し、子育ての悩み解消に努めています。

その他に、電話や来所による相談なども行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発の推進

誤飲、転落、転倒、やけど等のこどもの事故予防のため、乳幼児健診時に事故予防パンフレットの配布を行っています。

【事業の対象者】

妊婦期・ 妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○	○			○		○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 食育に関する指導

乳児期には、乳児健診で個別指導の実施をしているほか、電話、窓口では個別相談者への対応などにより、食育の指導を行っています。

その他、1歳6か月児、3歳児健診時に必要に応じた個別指導を実施するとともに、離乳食の相談を実施しています。また、子ども料理教室、大潟村食農推進会議を開催し、総合的かつ計画的に食育の推進を図っています。

【事業の対象者】

妊婦期・ 妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 伴走型相談支援事業

妊娠届出時や妊娠中、出産後の面談や訪問を行うほか、妊産婦さんと一緒に子育てのプランや子育て支援の利用計画を作成します。面談以外にも、随時の相談や訪問、子育てイベントやサービスの紹介等を保健師、助産師等が行い、安心して出産・子育てができるように継続的に支援しています。

【事業の対象者】

妊婦期・ 妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○	○	○		○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

相談しやすい関係性の構築や環境の提供ができるようにしていきます。

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課・保健センター
----------	---	-----	--------------

■ おおがたネウボラ（子育て世代包括支援センター事業）

妊娠・出産・子育ての不安や悩み、サービスなど子育て全般に関する相談窓口です。個別相談スペースも設置しています。妊娠期から子育て期において切れ目のない支援をするため、保健師や医療機関、子育て支援機関などが連携してサポートします。

【事業の対象者】

妊娠期・ 妊娠前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

こども家庭センターの設置を検討中。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療を受けられるように、治療費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠期・ 妊娠前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■ 母子健康手帳交付事業

医療機関から妊娠と診断された妊婦へ母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付します。母子健康手帳交付時に面談を行っています。また医療機関と連携し、要支援の必要のある妊婦等について連絡があった場合には情報を収集し、訪問等を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠期・ 妊娠前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■ 生後1か月児健康診査

出生後おおむね1か月を経過した乳児を対象とする健康診査に係る費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○									

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■ 産後ケア事業

産後に育児不安や育児困難感、産後疲労など育児等の支援が必要な方を対象に、助産師が訪問してケアを受ける費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■ 新生児聴覚検査事業

出生後に出産医療機関等で実施する新生児聴覚検査に係る費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○									

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■産後1か月健康診査事業

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■母乳育児相談事業

医療機関や助産所で受けることが出来る授乳指導や育児指導に関する費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■未熟児養育医療給付事業

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合の医療費と食事療養費を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 （子どもを持つ）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■未熟児訪問指導事業

未熟児で生まれた赤ちゃんに助産師または保健師が家庭訪問を行い、お子さんの発育状況を確認しながら育児相談を実施します。

【事業の対象者】

妊婦期・妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	産後ママ	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■予防接種事業

定期予防接種にかかる費用を全額助成します。任意予防接種も一部助成しています。

【事業の対象者】

妊婦期・妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

国から示される予防接種内容の変更に、速やかに対応し円滑に予防接種が受けられるよう実施していく必要があります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■父子健康手帳配布事業

医療機関から妊娠と診断された妊婦の配偶者（パートナー）へ父子手帳を交付しています。

【事業の対象者】

妊婦期・妊娠前・	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

2) 学童期・思春期における保健対策・情報提供体制の充実

■SOS の出し方に関する教育

児童・生徒が困難や悩みを抱えたときに周囲に相談できたり、ストレスへの様々な対処法を学ぶための講座を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠初期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

■いのちの教室

児童・生徒がいのちの尊さを考え、自分や他者を尊重する意識を持ち自己肯定感を高める講座を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠初期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

■メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入

スマートフォン・パソコンから手軽で簡単に自分や家族のストレス度をチェックでき、その場で結果に基づき相談窓口等の情報をお知らせするシステムを導入しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠初期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○			○	○	○	○	○	○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

利用者数が減少傾向にあるため、利用の周知・活用が課題である。

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

■ 児童生徒向け心の相談窓口のリーフレット掲示・配布

児童・生徒の自殺予防啓発として相談窓口のリーフレットを作成し、学校内への掲示と配布をしています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ 保護者）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

3) 小児医療体制の整備

■小児医療の充実

湖東厚生病院に小児科医が常駐し、小児医療体制の整備を図っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

今後も引き続き取り組んでいきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■小児救急医療の充実

小児救急医療において、地域でフォローが必要な場合には病院、保健所と連携をとって支援していきます。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■医療機関との連携

医療機関との連携が必要な子どもや妊産婦または保護者を医療機関とつなげています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

■福祉医療制度（マル福）

保護者の子育てに係る経費を軽減するため、0 歳～18 歳（高校を卒業する 3 月まで）のお子さんの医療費について、所得制限を撤廃して助成しています。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
	○	○	○	○	○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

医療機関を受診する際に自己負担が発生しないため、頻回受診が課題となっています。適切な受診を促す周知・啓発の取組が必要と考えられます。

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施し、必要時介入をしています。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
	○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

(3) 保育しやすい環境の整備

1) 子育て世帯へのサポートの充実

■こども園の保育料及び給食費の助成

子育て家庭を経済的に支援するため、秋田県と共同ですこやか子育て支援事業として、一定の所得基準を下回る世帯や多子世帯に対して保育料及び副食費の助成を、また村独自に所得制限なく第3子以降の保育料等の助成をしています。

[事業の対象者]

妊娠 期・ 妊娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こ ど も を 持 つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
	○	○				○				

今後の方向性：内容を拡大して継続

令和7年度からは、3歳以上の給食費の無償化を行い、手厚い支援を実施します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

再掲

■福祉医療制度（マル福）

保護者の子育てに係る経費を軽減するため、0歳～18歳（高校を卒業する3月まで）のお子さんの医療費について、所得制限を撤廃して助成しています。

[事業の対象者]

妊娠 期・ 妊娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こ ど も を 持 つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
	○	○	○	○	○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

医療機関を受診する際に自己負担が発生しないため、頻回受診が課題となっています。適切な受診を促す周知・啓発の取組が必要と考えられます。

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■在宅子育て支援事業（在宅子育て家庭支援）

0歳～満2歳児の未就園児を持つ保護者に対し、月1万4千円分の商品券を支給することで、在宅での子育てを応援します。支給は3か月ごとに子育て支援センターで行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

子育て応援商品券の利用率は、98%台をキープしており、村内在住者には認知されています。支給対象者の把握に努めながら、今度も継続していくとともに、年度末は利用の期間が短くなるため、4回目の配布時期は、12月に行い、早めの利用を促していきます。

村内で生活していない世帯の実態を把握するのが難しいことと、里帰り出産等で一時的に居住する保護者等の扱いを検討する必要があります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■渦っこ Baby ギフト（出産子育て給付金事業）

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し祝い金を支給し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等に係る負担軽減を図る渦っこ Baby ギフト事業と、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る事業を一体的に実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■子育て世帯へのごみ袋支給事業

当該世帯の経済的負担の軽減を図り、こどもの健全な養育及び明るい家庭づくりの支援に資するため、満 3 歳未満の乳幼児を養育する者に対して、ごみ袋を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■見守りおむつお届け事業

乳児の養育状況について継続的な見守りを実施し、養育者の精神的、経済的負担の軽減及び乳児への虐待の予防及び早期発見に資するため、乳児を養育する家庭に対し、定期的におむつ等を無償で配達します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■児童手当

家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、児童を養育している方に手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■ 就学援助費支給事業

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助をします。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○				

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■ 奨学金貸与事業

高校、大学等に進学するにあたり、経済的理由によらず学業に専念できるよう、奨学金を無利子で貸与します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
					○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について一部を負担します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○				

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■ 母子生活支援施設

ひとり親の女性などとその児童を施設で保護し、自立に向けて生活の支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■ 児童扶養手当

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■ 生活保護

生活が困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助成することを目的としています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

2) 家庭の子育て力の向上

■子育て世帯の学びの推進

子育て中の保護者を中心に移動研修・講演等を行い、子育ての情報交換を行っています。乳幼児向けの事業も、年1回、湯っこ広場との合同で開催します

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

ニーズに合った事業を展開していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	公民館
----------	------------------------------	-----	-----

■パパママ教室

安心して赤ちゃんを迎えられるように、助産師、保健師が妊娠・出産・育児に関する講座を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

3) 子育て支援情報の提供

■ 保育サービスに関する積極的な情報提供

子育て支援情報について一元的な把握を進め、「大潟村子育てガイドブック」の配布、広報での子育て支援に関する情報提供等、効果的な情報提供に取り組んでいます。また母子手帳アプリを活用し子育てに関する情報発信をしています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉保健課・保健センター
----------	------------------------------	-----	--------------

■ ひとり親家庭に対する相談、情報提供

村内のひとり親福祉団体が、ひとり親家庭に対する相談、情報提供の活動を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉保健課
----------	------------------------------	-----	-------

■ 児童扶養手当

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

(4) こどもや若者の居場所づくり

1) こどもや子育て世帯の居場所づくりの支援

再掲

■ 渦っこ広場

渦っこ広場では、子育て中の保護者の情報交換の場を提供するとともに子育ての不安などに対応した相談活動を行っています。

また、公民館、子育て支援センターと連携し、親子での遊びや子育てに関する教室、専門職（助産師等）への相談会等の子育てイベントを実施しています。

[事業の対象者]

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○			○				

今後の方向性：内容を改善して継続

こどもの数が減少したことに伴い、イベントの参加人数も減少しているため、幅広い年齢層が興味のあるイベントの企画をしていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	保健センター
----------	---------------	-----	--------

再掲

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度には、敷地にフェンスを設置しより安全に遊べるように環境を整えて事業を継続しています。

[事業の対象者]

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○			○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

低学年の児童の利用が多く、支援を必要とするこどももあり、長期休業等1日開館の時は定員を超える利用もあるなど、職員の体制が手薄になることもありました。

こども園と開閉館時間が異なり、各家庭の状況によっては、利用しにくいケースがあると考えられますので、今後の利用状況等をみながら、開閉館時間の検討をしていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	教育委員会
----------	---------------	-----	-------

■こどもなかよし館事業

こどもたちが自由に、元気に遊ぶための場所を提供しています。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	こどもを持つ 保護者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
	○	○	○	○		○				

今後の方向性：あり方を検討

施設の老朽化や人員の配置が困難になってきたことにより、現在の場所での提供は令和 7 年までとし、令和 8 年度からは、放課後児童クラブに統合したいと考え、検討していく予定です。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■スポーツ指導者の養成・確保及びスポーツ少年団の育成強化

こどもの学校内外でのスポーツ活動の充実と促進を図るために、スポーツ少年団への助成、スポーツ推進委員による小学校正課クラブ支援、各種スポーツ教室の開催などを実施しています。

【事業の対象者】

妊 娠 期・ 妊 娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	こどもを持つ 保護者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	体育館
----------	------------------------------	-----	-----

■ こどもの遊び場の環境整備

こどもが遊び場を安全に利用できるように、村民センター分館等に設置されている遊具の点検・整備や草刈り、危険か所への対処を行います。令和４年度は旧保育園跡地にオーデンパークを整備し、デンマークの遊具を設置しました。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

公民館や村民体育館なども、土日・休日等に利用できることをお知らせし、天候等の心配をせず安心して利用できるようにします。小さなこどもたちの利用についても、検討していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務企画課 教育委員会
----------	------------------------------	-----	----------------

■ 部活動地域展開

身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進める。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
				○						

今後の方向性：新規

令和８年度を目処に、中学校の部活動を地域クラブ活動へ移行し、地域とともに誰もがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境作りを目指します。

関連する個別計画	秋田県における部活動の地域移行計画	担当課	体育館
----------	-------------------	-----	-----

2. 未来を切り拓くこども・若者への支援

(1) 人権意識の醸成

■男女共同参画に関する広報啓発の取組の推進

誰もが年齢や性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すこととし、大潟村男女共同参画社会行動計画を策定しています。

令和8年度に第5次計画を策定します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村男女共同参画社会行動計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------------	-----	-------

■人権啓発活動事業

秋田県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する「人権の花」運動などに参加し、花植の活動や人権教室などを通して人権尊重思想の及高揚を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○							

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

(2) 多様で豊かな人間形成に向けた支援

■ 環境教育の推進

干拓博物館を活用し、環境に関する教育活動を実施しています。
小・中学校の校舎敷地内に学校菜園を設置し、環境意識の向上につなげています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■ 英語活動・教育の充実

英語指導助手 1 名を配置し、園・小・中学校の英語活動・教育を指導しています。小学校では、民間外国語講師による英語活動・教育を行っています。
また、平成 29 年度には国際教養大学との連携協定を締結し、交流活動を通じて英語教育の充実を図っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■ 国際交流の推進

国際感覚と国際理解の向上を図るため、国際教養大学との交流活動を行っている他、今後はデンマークの義務教育学校との相互交流の実現を目指します。また、民間が主体となり、台湾の中学校との相互交流を進めています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○					○	

今後の方向性：これまでどおりに継続

台湾と大潟村、両校の考えを尊重して事業を進めることで、一方的な交流とならないよう事業を実施していきます。
台湾との交流は始まったばかりのため、長期的に継続して事業を実施していく必要があります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■ きらきら塾

こどもたちに豊かな体験活動の場を提供し、地域の大人が指導者としてこどもたちに様々な体験をさせることで、心豊かな人間力を育みます。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

引き続き体験活動の楽しさや学びを通して心身共に健全なこどもの育成を図ります。

関連する個別計画	—	担当課	公民館
----------	---	-----	-----

3. 困難を有するこども・若者への支援

(1) ひとりひとりの特性に配慮した支援の充実

1) 障がい児への支援の充実

■ 障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療の推進

障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療の推進のため、妊婦健診、乳幼児健診を実施しています。

【事業の対象者】

妊 娠 期 妊 娠 前・	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
○	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	保健センター
----------	------------------------------	-----	--------

■ 障がい児に対する適切な医療、医学的なりハビリテーションの提供

乳幼児健診時に発達の遅れ等が疑われるこどもについては、医療機関への受診や精密健康診査を勧め、早い段階での専門的な医療につなげています。

必要に応じ、健診後等に医療機関や相談機関に紹介をしています。

【事業の対象者】

妊 娠 期 妊 娠 前・	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	支 援 団 体 ・ 地 域 団 体	そ の 他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉保健課
----------	------------------------------	-----	-------

■在宅サービス支援の充実

障害福祉サービスとして居宅介護支援、短期入所サービスを実施しています。
また、日常生活支援や相談支援事業を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉保健課
----------	------------------------------	-----	-------

■こども園での障がい児保育の実施

障がいの程度や集団生活に適応できるかどうか等について面接を行い、障がい児保育を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども園
----------	------------------------------	-----	------

■生活支援員の配置

特別支援を必要とする園児、児童、生徒への対応について、学習生活支援員を配置することで個々の実態や保護者の願いに応じたきめ細やかな支援を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中・妊娠後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について一部を負担します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 妊娠後	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

2) 特別な支援が必要なこどもたちへのサポート

■ 要保護児童対策協議会

要保護児童対策として、要保護児童対策協議会を設置し、その中で定期的なケース検討会を開催し、気になるケースの見守り・情報交換を行っています。

定期的なケース検討会により、各機関の情報共有が図られており、園・小・中間での気になる児童及び家庭へのフォローを実践しております。

児童虐待相談・通告が発生した場合に、的確な対応がとれるようにするため、平成 30 年度に大湊村児童虐待相談・通告発生時対応要領を制定し、運用しています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○		○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

再掲

■ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について一部を負担します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■ 居宅介護サービス（障がい児分）

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■ 放課後等デイサービス

放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■すこやか療育支援事業

障害児通所支援事業を利用している家庭の経済的負担を軽減するため、児童発達支援の利用者に対しサービス利用者負担額等の助成を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ 保護者）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■短期入所サービス（障がい児分）

保護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で日常生活の支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ 保護者）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいがある20歳未満の子どもに対して手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ 保護者）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■ 特別児童扶養手当

20 歳未満の障がい児を養育する父母または養育者へ手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

■ 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に療育手帳を交付します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○		○			○

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村障がい者計画	担当課	福祉保健課
----------	-----------	-----	-------

(2) 心の健康づくりの推進

■自殺対策計画

平成 31 年度に策定した「大潟村自殺対策計画」に基づき、村における自殺対策を総合的に推進するための具体的な取組を掲げています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

再掲

■SOS の出し方に関する教育

児童・生徒が困難や悩みを抱えたときに周囲に相談できたり、ストレスへの様々な対処法を学ぶための講座を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

再掲

■メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入

スマートフォン・パソコンから手軽で簡単に自分や家族のストレス度をチェックでき、その場で結果に基づき相談窓口等の情報をお知らせするシステムを導入しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○			○	○	○	○	○	○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

利用者数が減少傾向にあるため、利用の周知・活用が課題である。

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

■ 児童生徒向け心の相談窓口のリーフレット掲示・配布

児童・生徒の自殺予防啓発として相談窓口のリーフレットを作成し、学校内への掲示と配布をしています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 （子どもを持つ 保護者）	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	大潟村自殺対策計画	担当課	保健センター
----------	-----------	-----	--------

4. 子育てを社会全体で支える体制の充実

(1) 地域の子育て支援環境の充実

■学校・家庭・地域連携、地域人材活用学習支援事業

地域の人材等を活用した学習支援や地域との連携を通して自然・社会体験活動を実施しています。学習サポートコーディネーターを配置し、学校・家庭・地域の調整を行い、総合学習の時間や、正課クラブ活動などにおいて、地域の人材や素材を活用した授業を行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○					○	

今後の方向性：これまでどおりに継続

現在事業を担っている人材がやめる際には、後継者を確保するなど、地域と行政が協力して事業を実施していきます。

現在、学習サポートコーディネーター1名を配置し、事業を実施していますが、後継者の育成や地域の人材確保が課題となっています。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■大潟村コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）により、「学校運営の基本方針」の承認、「ながら見守り」、「元気なあいさつ」の推進、公開授業への参加等、学校活動への地域の関わりを進めています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○		○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	教育委員会
----------	------------------------------	-----	-------

■子育て支援におけるサポーターの活用

公民館主催の講座等で子育てサポーターを依頼して、乳幼児を持つ親が参加しやすいように託児保育を行っています。子育てサポーターは主に農繁期以外の活動となっています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	公民館
----------	------------------------------	-----	-----

■スポーツ指導者の養成・確保及びスポーツ少年団の育成強化

こどもの学校内外でのスポーツ活動の充実と促進を図るために、スポーツ少年団への助成、スポーツ推進委員による小学校正課クラブ支援、各種スポーツ教室の開催などを実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	体育館
----------	------------------------------	-----	-----

■「次世代の親の育成」につながる取組の推進

小学生・中学生を対象としたこども園児とのふれあい、交流事業を実施しています。

- ・中学3年生によるこども園児との交流
- ・中学2年生によるこども園での職場体験を実施
- ・小中高生によるこども園でのボランティア体験
- ・小学5年生とこども園児の交流

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども園、小学校、中学校、 教育委員会、社会福祉協議会
----------	------------------------------	-----	--------------------------------

■ 重層的支援体制の整備事業

複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すため、大潟村では、包括的な相談支援体制の構築として、社会福祉協議会に「なんで相談支援センター」を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を受け止め、関係する機関が連携して課題解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図っています。

【事業の対象者】

妊 娠 期 妊 娠 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こどもを持つ	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
								○		

今後の方向性：これまでどおり継続

国の「地域子育て支援拠点事業」を活用し、大潟こども園内に「大潟村子育て支援センター」を設置し、育児相談や保育サービスの情報を提供するほか、小さなこどもたちが遊べる遊具を設置して親子でいろいろな遊びを楽しむことができる環境を整えるなどの子育て支援を行っています。

関連する個別計画	大潟村地域福祉計画	担当課	福祉保健課、教育委員会
----------	-----------	-----	-------------

(2) 安全・安心な生活環境の確保

■チャイルドシート購入費補助金事業

保護者の子育てを助成するため6歳未満のこどもを対象として、チャイルドシート購入費の補助を実施しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■交通安全教育の推進

交通安全教育の推進のため、各種の教室や指導等を行っています。

- ・小学校で学級活動を利用した交通安全教室の実施（年1回）
- ・こども園の園児を対象とした交通安全教室の実施（随時）
- ・交通指導員による定期的な街頭指導の実施
- ・春、秋の交通安全運動期間及び毎月初めの登校日に、交通安全関係団体による街頭指導を実施。

その他に、住民の交通安全活動への関心の向上や運動参加の呼びかけ、村内での交通事故防止、及び村民が交通事故の当事者、被害者にならないための注意喚起（のぼり旗、看板の設置）などを行っています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中・ 産後	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 こどもを持つ	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○		○		○	○	

今後の方向性：これまでどおりに継続

大潟村内の交通安全を推進するために、交通指導員による登下校時間中の街頭指導を実施します。また住民の交通安全活動への関心を高めるために、春、夏、秋に交通安全運動を行います。

高齢化・核家族化等により、住民の防犯・交通安全活動（特に交通安全協会、交通安全母の会）への負担感が高まっているように思われます。今後も実施方法などを工夫しながら継続して取り組んでいきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども園、小学校、中学校 生活環境課
----------	------------------------------	-----	-----------------------

■交通安全に係る環境整備

歩道等を安全に利用できるように、道路パトロールの実施及び地域住民からの連絡より必要に応じて村道、歩道の段差、穴の補修を実施し、児童・生徒の安全を図っています。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

補修か所の多い路線については、必要に応じて路線の全面舗装などを行います。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

再掲

■こどもの遊び場の環境整備

こどもが遊び場を安全に利用できるように、村民センター分館等に設置されている遊具の点検・整備や草刈り、危険箇所への対処を行っています。令和4年度から旧保育園跡地にオーデンパークを整備し、デンマークの遊具を設置しました。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

公民館や村民体育館なども、土日・休日等に利用できるようにお知らせし、天候等の心配をせず安心して利用できるようにします。小さなこどもたちの利用についても、検討していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務企画課 教育委員会
----------	------------------------------	-----	----------------

■大潟村安全安心ネットワーク委員会活動の支援

安全安心ネットワーク委員会への補助金の交付など、防犯・交通安全に関する関係団体の連携の強化を図り、住民が安全で安心できる地域社会の形成を目指していきます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者 子どもを持つ	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
									○	

今後の方向性：内容を改善して継続

防犯・交通安全活動に関わる地域団体に補助金を交付し、これらの活動を推進していきます。

高齢化・核家族化等により、住民の防犯・交通安全活動（特に交通安全協会、交通安全母の会）への負担感が高まっているように思われます。今後も実施方法などを工夫しながら継続して取り組んでいきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

■ 犯罪の起こりにくい地域社会の構築

犯罪の起こりにくい地域社会の構築を目指し、通学路等の街灯の点検整備、青色回転灯パトロールの実施、免許取得講習会の実施などを行っています。

【事業の対象者】

妊 娠 前・ 妊 娠 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こ ど も を 持 つ	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
						○		○	○	

今後の方向性：内容を改善して継続

警察署や地域団体等と連携し、青色回転灯パトロールや免許取得講習会を定期的の実施します。

高齢化・核家族化等により、住民の防犯・交通安全活動（特に交通安全協会、交通安全母の会）への負担感が高まっているように思われます。今後も実施方法などを工夫しながら継続して取り組んでいきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

■ こどもが犯罪にあわないようにするための防犯訓練

こどもが犯罪にあわないよう防犯意識の啓発のため、大湊村駐在所や五城目警察署と協力して、防犯訓練を実施しています。

【事業の対象者】

妊 娠 前・ 妊 娠 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者 こ ど も を 持 つ	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体・ 支 援 団 体 等	そ の 他
	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども園、小学校、中学校
----------	------------------------------	-----	--------------

(3) こども・若者の意見を尊重したまちづくりの推進

再掲

■ 人権啓発活動事業

秋田県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する「人権の花」運動などに参加し、花植の活動や人権教室などを通して人権尊重思想の及高揚を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○							

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	福祉保健課
----------	---	-----	-------

■ こどもの普段の生活アンケート（小中学生対象）

こどもの現状や思いなどをアンケートにより意見を聴取し、課題やニーズなどを把握し、こども計画に反映させていきます。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	子どもを持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○						

今後の方向性：今後も継続

アンケートの実施期間や対象範囲などについて検討しながら、より多くの意見を集められるように検討していきます。

関連する個別計画	こども計画	担当課	教育委員会
----------	-------	-----	-------

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

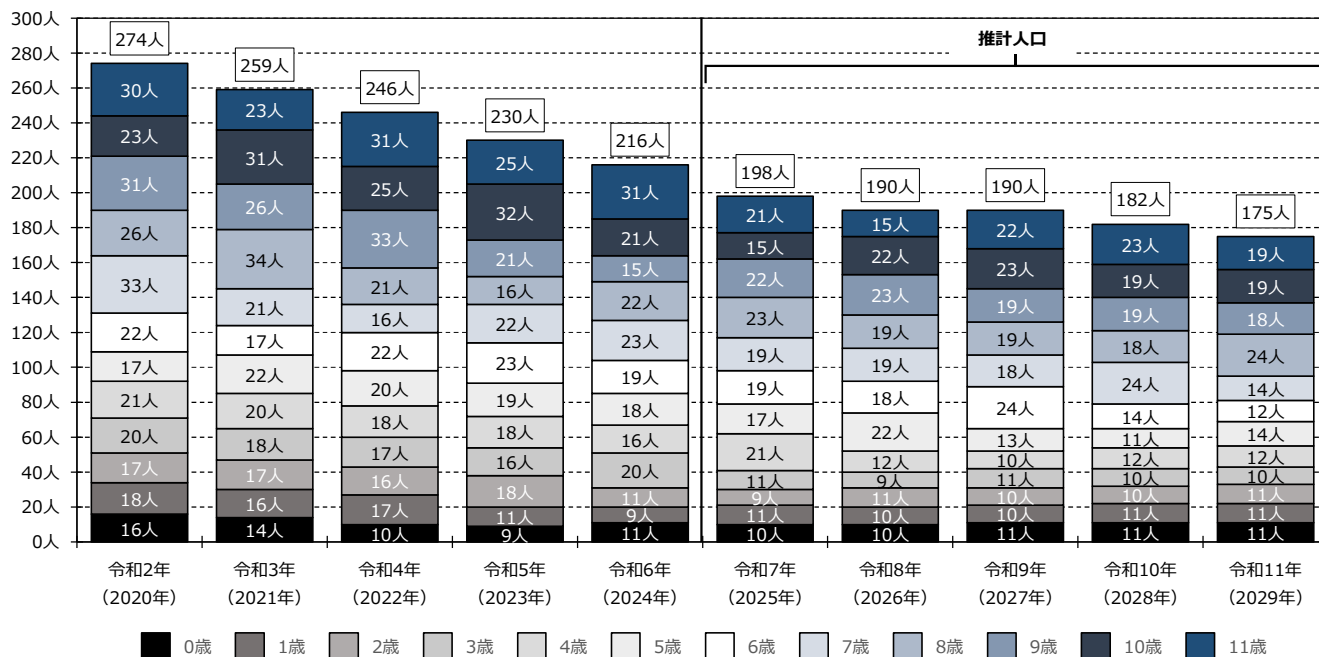
1. こども（0～11歳）人口の推計

子ども・子育て支援事業計画の対象となるこども（0～11歳）人口について、令和6年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去5年間の人口データ等を用いてコーホート変化率により計画期間の推計を行いました。

	実績人口				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	16人	14人	10人	9人	11人
1歳	18人	16人	17人	11人	9人
2歳	17人	17人	16人	18人	11人
3歳	20人	18人	17人	16人	20人
4歳	21人	20人	18人	18人	16人
5歳	17人	22人	20人	19人	18人
0～5歳 計	109人	107人	98人	91人	85人
6歳	22人	17人	22人	23人	19人
7歳	33人	21人	16人	22人	23人
8歳	26人	34人	21人	16人	22人
9歳	31人	26人	33人	21人	15人
10歳	23人	31人	25人	32人	21人
11歳	30人	23人	31人	25人	31人
6～11歳 計	165人	152人	148人	139人	131人
0～11歳 総計	274人	259人	246人	230人	216人
	推計人口				
	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	10人	10人	11人	11人	11人
1歳	11人	10人	10人	11人	11人
2歳	9人	11人	10人	10人	11人
3歳	11人	9人	11人	10人	10人
4歳	21人	12人	10人	12人	12人
5歳	17人	22人	13人	11人	14人
0～5歳 計	79人	74人	65人	65人	69人
6歳	19人	18人	24人	14人	12人
7歳	19人	19人	18人	24人	14人
8歳	23人	19人	19人	18人	24人
9歳	22人	23人	19人	19人	18人
10歳	15人	22人	23人	19人	19人
11歳	21人	15人	22人	23人	19人
6～11歳 計	119人	116人	125人	117人	106人
0～11歳 総計	198人	190人	190人	182人	175人

資料：令和2～6年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和7～11年は、コーホート変化率法による推計（各年4月1日）



子ども（0～11歳）人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。そのため令和6年の216人から令和11年には175人と41人の減少となっており、令和6年の8割程度の水準になるものと予測されています。

0～5歳では、令和6年の85人から令和11年には69人と推計され、16人の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和6年の131人から令和11年には106人と、25人の減少が予測されています。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本村では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら区域設定を行う必要があることから、全域を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

3. 教育・保育の区分の設定について

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用を指し、以下の区分で設定します。

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上のこども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

幼稚園 : 3歳から就学前のこどもに対し、幼児教育を行う施設

認定こども園 : 幼稚園と認可保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

認可保育所 : 0歳～就学前のこどもに対し、保育を行う施設

地域型保育事業 : 市町村が認可する以下の4つの事業

- ① 小規模保育事業 : 定員6～19人で行う保育事業
- ② 事業所内保育事業 : 企業等が、主に従業員用に運営する保育施設
- ③ 家庭的保育事業 : 保育者の家庭等でこどもを保育するサービス
- ④ 居宅訪問型保育事業 : ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

認定こども園は、0歳から小学校就学前までのこどもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設です。保護者の就労の変化によらずこどもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、就学前のこどもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための教育・保育を提供する施設となっています。

教育・保育の一体的提供の推進を図るため、認定こども園の周知・普及を図ります。

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、令和6年度からは架け橋プログラムを推進し、小学校等との連携にも、取り組んでいます。

また、幼稚園教諭や保育士の人材の確保・育成に向けて、幼保併有資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上などの取組についても検討していきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。

本村では、保育の必要性がある1号認定児童の預かり保育料を施設の法定代理受領として実施しています。このほか、届出保育施設等や施設型給付を受けない幼稚園の保育料等についても対象児童がいる場合は対応します。

6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育と保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	教育		9人	8人	6人	6人	6人
2号	教育		0人	0人	0人	0人	0人
	保育		42人	40人	30人	27人	30人
3号	0歳	保育	6人	6人	6人	6人	6人
	1歳	保育	10人	10人	10人	8人	8人
	2歳	保育	10人	10人	10人	9人	9人

(2) 教育利用に対する確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		9人	8人	6人	6人	6人
確保策		9人	8人	6人	6人	6人

② 2号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		0人	0人	0人	0人	0人
確保策		0人	0人	0人	0人	0人

	時間	対象者	備考
1号認定（教育）	9：00～13：30	3～5歳児	春・夏・冬季休業あり 季節保育あり 一時預かり保育あり
2号認定（保育）	7：30～18：30	3～5歳児	季節保育あり
3号認定（保育）	7：30～18：30	0～2歳児	季節保育あり

※季節保育…5月、9～10月の1か月（給食あり）

(3) 保育利用に対する確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	42人	40人	30人	27人	30人
確保策	45人	42人	38人	36人	36人

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	6人	6人	6人	6人	6人
確保策	7人	7人	7人	7人	7人

③ 3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	10人	10人	10人	8人	8人
確保策	12人	12人	12人	10人	10人

④ 3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	10人	10人	10人	9人	9人
確保策	12人	12人	12人	10人	10人

7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	小学1年生	18人	16人	21人	12人	11人
	小学2年生	19人	18人	16人	21人	12人
	小学3年生	15人	15人	10人	10人	13人
	小学4年生	5人	5人	5人	3人	3人
	小学5年生	3人	3人	3人	2人	2人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保策	小学1年生	21人	21人	21人	15人	15人
	小学2年生	21人	21人	21人	21人	15人
	小学3年生	15人	15人	10人	10人	13人
	小学4年生	5人	5人	5人	3人	3人
	小学5年生	3人	3人	3人	2人	2人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年（小学1～3年生）	見込量	52人	49人	47人	43人	36人
	確保策	57人	57人	52人	46人	43人
高学年（小学4～6年生）	見込量	10人	10人	10人	7人	7人
	確保策	10人	10人	10人	7人	7人
全体（小学1～6年生）	見込量	62人	59人	57人	50人	43人
	確保策	67人	67人	62人	53人	50人

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	725 人日	725 人日	725 人日	725 人日	725 人日
確保策	利用量	725 人日	725 人日	725 人日	725 人日	725 人日

○一時預かり事業

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	300 人日	428 人日	358 人日	358 人日	358 人日
確保策	利用量	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日

（2号認定による定期的な利用）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保策	利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（上記以外）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	450 人日	450 人日	400 人日	400 人日	400 人日
確保策	利用量	450 人日	450 人日	400 人日	400 人日	400 人日

○妊婦健康診査

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	300 人回	300 人回	300 人回	300 人回	300 人回
確保策	利用量	300 人回	300 人回	300 人回	300 人回	300 人回

目標出生数 15 人×妊婦健康診受診券 20 枚/人

○乳児家庭全戸訪問事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	訪問人数	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
確保策	訪問人数	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

○子育て世帯訪問支援事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日
確保策	利用量	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日

○妊婦等包括相談支援事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出数	見込量	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	確保策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
面談合計回数	見込量	45 回	45 回	45 回	45 回	45 回
	確保策	45 回	45 回	45 回	45 回	45 回

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳（延べ利用者数）	見込量	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
	確保策	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
1 歳（延べ利用者数）	見込量	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
	確保策	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
2 歳（延べ利用者数）	見込量	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
	確保策	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
延べ利用者数 計	見込量	0 人日	108 人日	108 人日	108 人日	108 人日
	確保策	0 人日	108 人日	108 人日	108 人日	108 人日

※令和 8 年度からの事業実施予定のため、令和 7 年度の数値は 0 となります。

○産後ケア事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
産婦数	見込量	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	確保策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
延べ利用者数	見込量	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日
	確保策	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援、若者支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内関係課連絡会議を随時開催します。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

さらに若者の就労環境や労働環境の改善や地域活動への参加促進、余暇活動の促進や居場所づくりなどについても、事業者を始め、幅広い関係機関との連携が必要です。

本村はこれらの関係機関等に声がけや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

2. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、村広報紙やホームページを活用するとともに、村民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施し、概要版を作成し、全戸配布します。

また、各事務事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して村民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

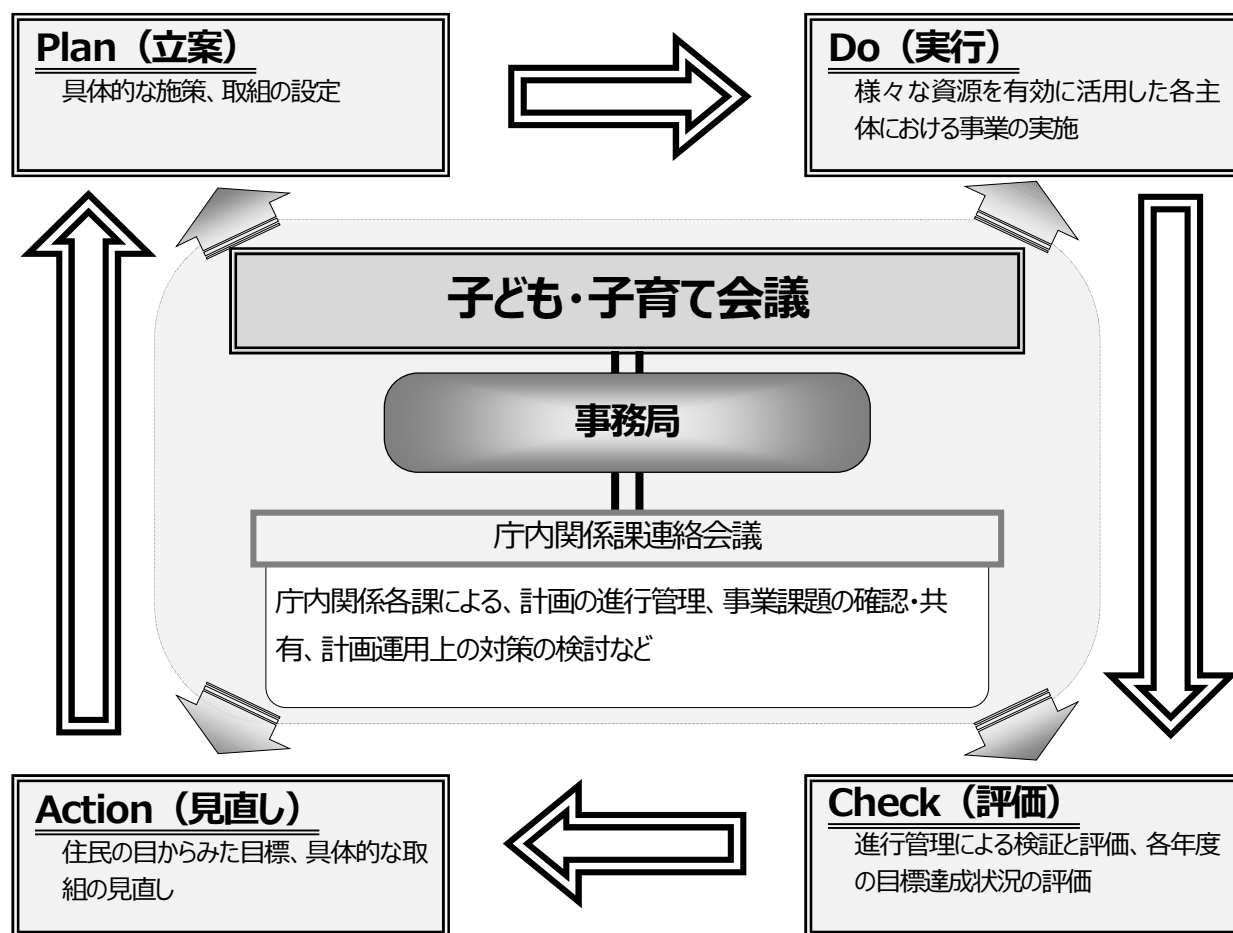
3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、こどもと子育て家庭、地域の様々な人々が、こどもと若者の成長やこども・若者を取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内関係課連絡会議において、こども・子育て、若者支援に関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



資料編

1. 計画の策定経過

日程	事項	内容
令和6年1月26日	アンケート調査 開始	・株式会社 ぎょうせいに依頼
令和6年2月7日	アンケート調査 終了	
令和6年3月18日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議	・令和6年度のこども園入園予定者数等について ・大潟村子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・来年度の予定について
令和6年7月1日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	・大潟村こども計画の概要について ・大潟村子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート調査の結果について
令和6年8月26日～ 令和6年9月9日	小中学生へ 普段の生活アンケート実施	・小3～中3までは、学校へ依頼 ・小1～2は、保護者へ依頼 ・ロゴフォームで回答
令和6年10月30日	第2回子ども・子育て会議	・大潟村こども計画骨子案について（検討） ・大潟こども園の定員の変更について
令和7年1月7日	第3回子ども・子育て会議	・大潟村こども計画素案について（検討）
令和7年1月24日	パブリックコメント募集	
令和7年2月5日	パブリックコメント終了	
令和7年2月12日	パブリックコメント公表	
令和7年2月27日	第4回子ども・子育て会議	・大潟村こども計画最終版審議 ・年次報告&まとめ
令和7年3月	大潟村こども計画公表	

2. 子ども・子育て会議

(1) 大潟村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、大潟村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会学校教育班において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年4月30日条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員日額	日額	5,500 円
	半日額	2,750 円

附 則

この条例は、令和6年11日から施行する。

(2) 大潟村子ども・子育て会議委員名簿

○委員名簿

任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日

No.	職 名	氏 名	所属団体等	備 考
1	会 長	工藤 敏行	大潟村 副村長	あて職
2	副会長	森本 哲哉	大潟村教育委員会 教育長職務代理者	あて職
3		長 浜 中	大潟こども園 園長	あて職
4		加賀谷 久志	大潟小学校 校長	あて職
5		小玉 克男	大潟中学校 校長	あて職
6		藤原 宏之	民生児童委員協議会 主任児童委員	あて職
7		齊藤 明裕	大潟小学校 PTA 会長	あて職
8		武石 万里子	フレッシュミズ	団体より1名
9		岡田 智子	園児保護者	
10		椎川 暢子	園児保護者	
11		高森 友希	福祉保健課（保健センター）保健師	課より1名

○事務局

No.	職 名	氏 名	所属等	備 考
1	教育長	三 浦 智	大潟村教育委員会	
2	教育次長	宮田 雅人	大潟村教育委員会	
3	主 任	佐藤 純子	大潟村教育委員会	
4	主 任	太田 翼	大潟村教育委員会	

大潟村こども計画

令和 7 年 3 月

編集	大潟村教育委員会 〒010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 番地 2 1 担当 教育委員会 学校教育班 電話 0185-45-3240
----	--